

第37回 佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成22年9月28日（火曜日）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	大 久 保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上 月 支 所 長	木 村 佳 都 男
	南 光 支 所 長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 09 時 31 分開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 1 名の傍聴の申し込みがございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず始めに、13 番、石黒永剛君の発言を許可いたします。石黒永剛君。

〔13 番 石黒永剛君 登壇〕

13 番（石黒永剛君） おはようございます。13 番、石黒です。

振り返ってみると、あの災害から 1 年。昨年 8 月、平年より遅れた梅雨末期の出水により大災害に見舞われるという体験をいたしました。町の中心部には、更地も目立ち、野山に入ると放置が懸念される崩壊箇所も多くあります。今こそ、政治の力が必要であると思います。

この大災害は、誰しもが経験したことの無い災害であった。そのために、適切、機敏な対応もできず、そのことが、甚大な被害につながったのではないだろうかと思っております。

去る、7 月 16 日、災害検証委員会より 90 項目にわたる問題点の提言がありました。時間と共に、人の体験も希薄となり、皆さんが、自然災害の怖さを共有している今こそ、しっかりとした、協働による計画を策定し、想定されるであろう災害に備えようではありませんか。検証委員会提言は、行政と、そこに住む町民への提言であると、私は、理解しております。経験をいかし、行政の責務と地域住民の役割をしっかりと認識し、それを果たすことが肝要でもあります。今後、予想される豪雨災害、地震災害による被害も、最小の被害にすることにもなると考えます。

そこで、質問をいたします。

その質問の 1 は、6 月 30 日付、神戸新聞で、経験則での避難勧告の遅れとの報道がありました。経験則という、この報道について、ご答弁いただきたいと思います。

続いて、里山の再生と防災についてお尋ねいたします。有害獣の被害に悩まされる場所ではありますが、山林の荒廃が、イノシシ、シカなどの繁殖にも、大きく影響しております。昨日も、この質問に関連した答弁がありました。森は、天然のダムとも言われております。防災面から捉えた林野の現状を、どのように考えておられるか、お尋ねするものです。

続いて、土石流災害について質問いたします。去る8月の暑い日でした。まあ、あの、自動車で涼む気持ちも、たわむれですから、ありますが、庄原市に行って参りました。水害であると言うよりも、水害からよる土石流と捉えた方がいいように思いますし、今朝の神戸新聞においても、土石流災害という1つのものを定義づけております。被災地域は、ごく限られた、限定された地域で、本当に壊滅的な状況でありました。扇状台地ができておったと言っても過言ではないと思います。土石流のパワーは、佐用町の出水被害災害とは、全く異なったものを、感じて、帰って参りました。

国、県が指摘している危険箇所952箇所は、防災計画では、どのような扱いになっているのか、お尋ねするものです。

続いて、質問4をいたします。地域によっては、被災による大きな課題と問題点を意識する中で、自主防災組織の立ち上げを模索されております。地域によっては、温度差は感じられるものの、自主防災組織づくりが進められていると、私は、考えております。町民一人ひとりが、自分の問題と捉え、危険を共有するところから、計画の立案は、なされなければなりません。その作業を進めていくのが、基本であるとも思います。現状をお聞きたいしたいと思います。

以上、この席からの質問は終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） おはようございます。今日も、5名の議員の皆さんからの、一般質問を予定していただいております。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず石黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の6月30日付け神戸新聞で、経験則で避難勧告遅れと報道された、経験則についてのご質問でございますが、台風第9号災害検証委員会報告書の115ページに記載をされております、避難判断水位超過後に浸水被害が発生した洪水は、平成15年以降では、平成16年台風第21号災害のみであった。この際にも、避難勧告を発令したタイミングは、避難判断水位超過の時点ではなく、現場からの状況連絡に基づくものであった。こうした過去の経緯から、避難勧告発令の判断が、避難判断水位の超過だけでなく、現場からの報告を重視する傾向となっていたと考えられるという記述を、同新聞社が、経験則で避難勧告遅れとの見出しで、報道をされたものと考えております。

次に、2番目の里山の再生と防災についてのご質問でございますが、戦前の森林乱伐により日本の森の荒廃が進んだため、戦後復興と共に拡大造林政策によって、雑木の森からスギ・ヒノキの人工林にかわり、その後、社会経済の変化に伴い、外材の輸入に押され、国内産木材の需要も少なくなり、森林・林業の経済的魅力が薄れ、放置されることとなり、荒廃が進んできたことは、周知の状況でございます。

従って、土砂の流出や山の保水力が低下したことによる河川の氾濫、土砂災害による、人命への被害、財産の損失、野生動植物の生態系の変化等に大きな影響を及ぼしていることは事実であり、今後における重点施策として森林の荒廃対策に取り組む必要があると考えております。

現在の取り組みは、県、町においても16年の風倒木災害以後、災害に強い森づくりの推進として、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏山林の防災機能の強化、高齢人工林の機能強化を目的に森林、治山、砂防等、防災面からの事業として取り組んでいるところでございます。しかしながら、まだまだ事業として取り組めていない箇所も相当

数あり、長期にわたる施策として、県においても継続して対応していただくように要望すると共に、町においても、森林組合とも連携し、事業促進を図り、被害箇所や荒廃森林地への作業道の整備等も含めた取り組みに努めていきたいというふうに考えております。

次に、3番目の土石流災害についてのご質問でございますが、昨年の台風9号災害においては、山間部の溪流において大量の土砂及び流木等が農地、道路、河川及び民家裏など、至るところに土石流となって流出し、被害を更に拡大をさせました。

地域防災計画では、町は、県と協力し緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。また、それぞれの管理する箇所に必要な防災対策を実施する。危険箇所を住民に周知と、警戒態勢の強化を図る。また、土砂災害警戒区域の指定箇所について、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令と伝達、被害の拡大防止措置を講ずるということとなっております。

次に、4番目の地域自主防災計画立案についてのご質問についてでございますが、議員の言われるとおり自主防災については、各地域が地域自体の問題として捉え、その地域にあった計画を立案し、その計画を実践することが、地域の安全安心を作り上げるものと考えております。

町では、5月の自治会長会で、地域防災マップについての説明をさせていただき、地域の危険箇所の確認、避難経路の確認、高齢者、障害者などの要援護者などの把握などを含んだ、地域ごとの防災情報を書いた防災マップの作成をお願いをいたしました。

防災マップについては、地域の実情に詳しい地域住民の方自身が作ることで、実情に合ったものが作成できるものと考えております。

地域防災マップを作成されている地域は、地域自治会は、三日月東部8自治会、中安7自治会でございますが、自治会長さんを中心に現在作成に取り組まれている自治会もございます。

行政が地域に責任を押しつけるものではなく、地域自体が自主的に取り組みを進められ、地域の実情を詳しく盛り込んだ防災マップを作成することで、安全で安心な地域づくりを進めるために、是非必要であると考えておりますが、できるだけ早く、町内各自治会が取り組んでいただくよう、今後とも積極的に、各地域をお願いを申し上げたいというふうに考えております。

そのため、8月下旬からは、地域づくり協議会を中心に、防災マップの必要性や地域コミュニティの重要性について、ひょうご地域防災サポート隊の協力をいただきながら、町内6箇所で防災研修会を開催をいたしました。その後、防災マップ作成の実践研修会も予定しております。防災マップを作成していく中で、自治会単位での自主防災組織も見直しをしていただき、より一層組織の強化と充実が図れるように、そして、地域住民のコミュニティの再構築をしていただくことによって、災害復興計画のテーマの絆からはじまるふるさとの復興ができるものと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、石黒議員からのご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、石黒永剛君。

13 番（石黒永剛君） それでは、この場から質問をさせていただきます。

これも、経験則の話になるんですが、実は、神戸新聞の報道になります。人的被害ゼロの久崎地区というような形で報道がなされております。これは、住民主導の避難が効果があったというように報じております。まあ、内容を全部読み上げるというわけにいいませ

るので、かいつまんでお話しすると、16 年災の経験から、地域の皆さんが、その経験によって行動されたというようなことになろうかと思っております。

それから、人的被害がなかったわけなんですけれども、この地区は。また、こんなことも報じてます。災害時、避難にも水平避難と垂直避難があると。現状から考えて、昨日、大下議員の質問の中に、避難所に 28 名の方が避難されたと。少ないのではないかというような話もありました。私は、また違った考え方を持つわけなんですけど、2 階に避難しておれば、大丈夫だというような判断も働いたのではないだろうかと思っております。

まあ、こういったことも、これから、後で述べますけども、地域防災組織の中に、1 つのヒントとして、活かしていただければなと思っております。まあ、経験則の話は、そのぐらいにしておきます。

それから、続いて、里山の再生と防災についてであります。これは、重点施策として、努力したいと申されておりますので、それ以上のことはないんですが、本当に、答弁の中にもありました、有害獣の問題も、やはり、これはもう全て、この気候異変、地球環境の異変から来ていると。リンクしているというように、私も思うところであります。元来、山奥に住む動物が里に出て来てしまっている。そして、食べ物も何も十分にあるということになれば、そこに住めるという、やはり彼ら達は、それなりの考えがあって、経験の中で、住んでいるものだと思っております。私は、動物は全て経験の中に生きているんだと思います。

で、まあ、里山の再生ですけども、今、前の、去年の 8 月に、私も、海内地区、そしてまあ、思うところ 2、3 当たったんですけども、県民緑税を活用した災害に強い森づくりというものが、看板が上がって、その場所は、なるほど災害に強かったんかなというような状況を呈しておりました。

今、この県民税による、県民緑税を活用した、災害に強い森づくりの整備というものは、どのような形でありますか。お尋ねいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 県民緑税についてはですね、県民からと、それから企業のですね、そこから税をいただいて、それを活用して取り組んでいるところです。まあまあ、災害、16 年の災害をですね、教訓に、県の方で、検討委員会を出されてですね、それ以後、そういう税が導入されました。

今、佐用町でも取り組んでいるですね、里山防災林と緊急防災林。それから昨日も出ました、運動場の芝生の話も出ましたけれども、そういう町並みの緑化事業等々にですね、環境の改善ということも前面に出してですね、防災面から取り組むということで、県民緑税を活用させていただいてですね、事業に取り組まさせていただいているところです。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） はい。今、等々というような言葉になったんですけども、などなどというようなことだと思うんですけども、などなどでは、言葉になってない。答弁には、なってない。ほな、どこで、どのようなことがされているかということをお答えく

ださい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町内においてはですね、庵なり淀地区においてはですね、まあ、県道と公共施設等もありますので、その中で、概ね 20 ヘクタールを目指してですね、間伐、雑木の伐採と、それによるですね、表層の土砂の流出防止のためにですね、その木を活用したですね、木柵をつくり、またはつくったりですね、また、そういう小さなですね、溪流等があればですね、そこの改良を一部加えたりとかですね、そういう事業に取り組んでおります。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

先頃、森林行政というものについて、町長もふれておられましたけれども、政治は、結果を問われると思うんですよ。そして、先人の行った行動が、今、形になって出て来たと。木を植えることは良かったとしても、その後の管理ができていなかったが故に、こういう問題が出て来たんだというような反省点もあったも良いと思います。

で、土石流の話ともリンクしますけども、土石流の発生が一番多いのは、人工林です。佐用町でも仁位でしたか、見土路やね、あそこはもう、大規模な土石流だと思います。

そして、少し触れてますけども、木曾に王滝村という村があります。一般質問書のおういう字が少し間違っているように思います。王様の王だったと思います。ここなんかも相当酷い、御岳から崩れ落ちるとするような土石流です。

土石流の場合は、本当にパワーが違います。出水による水害は、自宅におって、2 階に避難するということのようなことで避けられますけども、土石流は家ごと持って行って。この土砂が、どこから来たんだろうかと。そして、その、土石流の一番最後というものをはっきりしています。そやから、あの町に入って、大戸という所に入ったんですけども、どこどこが災害があったんだろうかなというようなことが、しばしばあります。それで行けば、丁度、震災と同じです。暴力的にやられてますから。それで、まあ、全面、日曜日だったんです。工事が皆止まってました。おそらくボランティアの派遣依頼は、なかったと思うんですね、これ。一般的に。というのは、一般の皆さんが、ボランティアで入っても、お手伝いする部分がないんですよ。

で、丁度、庄原市の西から、かつての西城に抜ける道なんです。それで、止まっておりました。それで、通して欲しい言いまして、通してもらえなかったんです。で、今度、はな東側から入ろうかなと思って、東に回るのに、17 キロも 8 キロもかかるんです。そういった道を入ったら、どこからですか言うたら、佐用町です言うたら、大変でしたね。どうぞ入ってくださいというようなことで、現場を十分に見させていただき、写真も持って帰ったんですけどね、もう土石流のパワーというものは、本当に怖いんです。そういったことが、頭にあったものですから、こういった質問をいたしました。

まあ、人工林の 30 パーセントが、土石流の原因の 30 パーセントが、人工林から出ておると。

それから、こんなことも言われるんですね。自然林を放置して、元の山に返すということは、100年かかると。しかし、そこに人間の労力を提供することによって、50年で回復するというような考え方があります。

ここに町長は、昨年8月7日にですね、2010年ですから、今年ですか、8月7日に、将来につながる復興という言葉で、これ、インタビュー受けておられます。私、将来につながる復興とか、それから創造的復興とかというような言葉がありますし、この言葉は、私も共鳴しているわけなんですけれども、実は、今、砂防ダムを、次々と考えておりましたら、で、まあ、原則、古き物は現状復帰ということが原点ですけども、どうでしょう。その、ダムにかかる費用を森林の、その育成というような形に向けていくのも、町長のおっしゃる将来につながる復興かと思うんですけども、ご意見をいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 昨年の災害の中でですね、大きな土石流、家を飲み込むようなですね、幸い、土石流による被害というのは、なかったんですけども、しかし、その危険性というのは、非常に高い。まあ、土石流とならなくても、裏山が崩壊してですね、家屋が埋まったというような所は、たくさんあります。かなり。

秋里の方も、家がつぶれてしまいましたし、また、石井の峠の方でもですね、谷から、土石流で、もう土砂で埋まってしまった所もあります。で、今後の、その災害の対策の中でですね、防災対策の中で、やはり、この、山からの、この土石流に対する、これは、もう土砂が流れて、川を埋めるということもありますし、人家への被害という大きな危険性、まあ、こういうものの対策として、どうしてもやはり、この対処療法的と言いますか、まず緊急の対策としては、砂防ダム等で、防ぐということ。これもやっぱりやっていかないと、山の、その管理、または対策というのは、非常に時間の掛かる課題です。まあ、現在の山林がですね、戦後、ずっと植林をして、いわゆる、今言われたスギやヒノキの人工林、たくさんまあ、生まれた。それが、まあ、非常に山が弱くなった原因にもなっているということですけども、それも何十年と掛かって、現在があるわけです。それを、また、しっかりと、その、防災にも強い、自然の山に、管理をして戻していくというのは、また、非常に時間がかかります。ただ、そのことも、実際にやっていかないと、ただ、砂防ダムとか、治山ダム、そういう対策、ハード的なことだけでは、これも、また、十分な対策とは言えませんし、長い将来から見ると、やはり、この町の、これだけ広い範囲の中でね、全ての谷、谷に、しっかりとした、そういう構造的なもの、砂防ダム等を作るというわけにはまいらない。

まあ、今回も、緊急土砂災害の砂防ダムということで、県にも、いろいろお願いをしてですね、そういう事業も取り組んでおりますけれども、やはり、その下流にですね、人家等があり、危険性が高いという所を、まあ今、実際に実施していただいているわけで、なかなか、その人家等がない所についてはですね、これも放置、まだされているのは、まだ計画はできていないというような状況です。しかし、こういう所からも、土砂が、ドンドン流れてくると。だから、そういう面からすると、この山林、山のですね、管理を、これいかに、これからしっかりと、こういう災害に強い山にしていくかということ、これは、もう一番、最後の、一番大きな、これは課題ではないかなと思っております。

ただ、人工林だけではなくてですね、いわゆる自然林においてもですね、非常にもう、長い間、ほとんど、まあ、その、伐採されてないと。木が非常にまあ、高齢化してます。で、山が、いわゆる高齢化をしているんですね。で、昔の自然林であれば、15年、20年で、伐採をしてですね、新しい芽が出て、山が、また若返ってしてたわけです。ですから、

この自然林と言われる雑木林、これもですね、同じように、やっぱり管理も、手を入れていかないと、人の手を入れないとですね、放置して、50年100年、なんぼでも大きくなれば良いというものではないということだと思います。

まあ、そういうことで、山の、非常にまあ、佐用町の町域のもう、80パーセントは山林です。その80パーセントの山林、山をですね、しっかりと、これ管理をしていかないと、人の手を加えていかないとですね、まあ、そういう災害が、非常にまた、危険性が高いというのが、現状だということの認識の下にですね、いっぺんに、これ、できませんけども、やはり何とか、長い間かかって、こうなってきたものを、少しでも早くまた、災害に強い山にしていく。まあ、そういう努力を重ねていく。そういう事業に取り組んでいく必要があるかと思います。このことについては、長くなりましたけど、県も、そういう緑税等を徴収してですね、対策に乗り出していただいておりますし、これも長期的にですね、考えていかなきゃいけないということで、県民緑税も、5年で、一応、時限立法でしたけれども、これも継続して事業を行うというふうに、県も、そういう対策を、そういう決定をされましたのでね、まあ、町としても、そういう、一緒にやって、事業に取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） はい、どうもありがとうございました。

まあ、森に目を向けていただくというような形で、私自身、この質問は、終わりたいと思います。

その王滝村の土石流ですけども、実は、近くに活断層があったと。忘れてならないのは、私達も、これ、山崎断層持ってます。で、その断層が、地震発生の恐れがあるとして、警戒網を強いていた、その矢先の地震だったというように伝えてます。

それから、防災面が計画の中に、まあ雨の経験というものを、非常に述べておりますけども、少し、地震に対する災害も、心の中に持った計画が必要でないかと思います。

続いて、自主防災について、お話をさせていただきたいと思います。

昨日来、組織の立ち上げが遅れているのではないかなというような指摘もあったようです。私は、被災したことによって、体験したことによって、その問題点、課題点というのは、その方、その地域は、たくさん抱えておられると思うんですよ。それを、やはり、全てとまではいなくても、クリアしようとすれば、どうしても、問題点が多いだけに考え方も多様化するというような形で、地域にあっては、苦慮されているのではないだろうかなと。その部分が、いわゆる遅れていると、捉えられても仕方がないのではないかと考えております。私自身、この地域の防災計画というものについては、後で、少し私見を述べさせていただきますけれども、着実に、向こうへ行っているのではないだろうかなとっております。

で、計画の立案に当たっては、今までの、私自身が、鳥取西部地震で、今、合併されてありませんけど、西伯町に行きました。その時に、西伯町の助役さんともお話ししたんですけども、あそこも防災計画持っておられました。で、防災計画使われましたか言うたら、あんなもんは、使われませんというような話が、すっと返りました。

と言いますのは、ここに、ある町の、近隣の町の防災計画、組織というような形で、これ、名前は、出しませんが持っております。で、この中には、佐用町のことも書いてあります。

ただ、私達は、考えなならん。去年も、新潟の見附市の方に行って、水害の視察をしてきたわけですけど、あの越後平野は、平野部ですよ。私達の、この町は、山間部です。出る水は、鉄砲水ですよ。今、中国や、あの大陸の方で起きている災害は、自分とこに降らなくても、青空の下に水害対策をせないかんのです。私達の町の水害は、雨の中に、対策を講じなならない。それだけの差があります。鉄砲水と、あのじわーっと上がってくる水と、自ずから、その対策いうのは違ってくると思うんですね。消防長、そう思われませんか。

まあ、そういうことから考えてみますと、やはり、この、ある町の、防災組織、計画を見る、ふんだんの差があります。私達の考えているものと。それは、やっぱり経験から成せる業なんだと。それだけだけに、計画が遅れても仕方がない。その代わりいい部分ができる。しかしながら、いい物をつくるために遅れるというのは、ちょっと、これは困った問題になります。

そういったことから、できるだけ早くというようなことで、今回、質問をしたわけですよ。まあ、事前通告の答弁は、聞かせていただきました。

少し、私見となりますけども、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

この問題については、絶えず自助、共助という言葉が出て参ります。そして、公助だ。自助、共助で 70 パーセント。公助で 30 パーセントと言われております。とにかく、3 日間は、災害の地域が頑張ってもらえれば、後は、何とかなるんだというように、私も、皆さんに話をしております。

自主防災の原点は、自助、共助におくべきだと思う。で、私なりに、この作成のプロセスを立ててみました。

少し長くなりますけども、まず、住んでいる人達が、危険を共有するところから始まって来ると思うんです。ですが、住んでいる人に、それぞれ、また温度差も出て参ります。しかし、話し合いという場において、問題点を提起する。地域を、まず知ることだと思ふんです。すると、大きな集落では、隣保単位になる場合だってあります。後に、また、質問しますけども。地域の自治会の、やはり能力も問われてくると思います。

そして、その問題点が出れば、それに対して、人間として、解決策を求めるものだと思います。その解決することについては、これは、人の力であります。ですから、私は、結論的に、防災は人だと考えております。このことは、9 月 9 日の日に、佐用町の検証委員会にお見えいただいて、副委員長として、お世話になった齋藤さんが、9 月 9 日の中播、西播、西播磨の講演会でも、そのことは、述べておられました。

まあ、そういったことを考えると、どうしても、ここで地域の組織力、地域の力というものが問われるわけです。そうなってくると、質問するわけなんですけども、今の集落の現状、自治会というものは、昨日も、少し、山田理事ともお話をさせていただきましたけど、自治体と住民の接着剤なんだと。これは、福祉においてでもそうです。全てにおいてです。それを佐用町の場合は、13 校区の地域づくり協議会というような形において、この問題を進めようとしております。

まあ、後先になりますけども、そして、地域で、上げてきたプランと、計画というものを、総合的に町がコーディネート、それから、コントロールすることによって、町自体の防災計画、防災体系というものができるのではないかなと、そんなふうに、ちょっと考えてみました。

まあ、質問になりますけども、今、自治会の再編とか、そういったことで、この接着剤的な役割を果たす、この自治会に対して、今の現状、そして、率直な話、どのように思っておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これはあの、地域の皆さん方が、それぞれの地域でですね、生活をされている中で、やはり、その生活する一番まあ、基盤になる所というのが、まあその、それぞれの集落ということです。そこがまあ、これまで長い間、そこで皆さんが、お互いに助け合って、皆で協力しながら、その、集落維持をしながら、自分たちの生活を守ってこられたという歴史、現在もまあ、そういうことがね、やっぱり、集落、自治会の、自治の一番大切なところだと思います。

そういう集落が集まって、そして、地域というものができ、そして、その地域が1つの、いろんな課題という、地域で行う課題を、また、地域の皆さん方で、一緒になって取り組んでいただく。そして、その地域が、集まって行政という形。これはまあ、地域だけではできないこと。全体で、皆でやることによって、効率的に、また、その力が、大きな力で、また、大きな課題を解決していくと。それがまあ、行政だというふうに思っております。

ただ、何度も、これ、今言われるように、その一番基礎になる、その集落、地域が、まあ、もう高齢化、また、人口が減って、その維持、そこ自体が集落としての、機能というものが果たせなくなってきたと。この実態があるわけですね。

ですから、そこで、生活している人にとって、非常にまあ、これまで助け合って生活していた、また、皆で協力ができない。助けてくれる人がいない。そういう不安というものがね、今、生まれてきております。実態として、それができない状態になっているわけですね。ですから、そうなった時に、じゃあ、どういうふうに、これを解決していくかというところに、この地域づくり、合併後のね、そういう現在の、私達の状況、日本の国全体もそうですけども、社会状況の中で、それぞれのまた地域で生活を、安心して生活していくためのあり方というものをですね、考えていき、その課題を解決していくというのが、この地域づくり協議会をつくって、皆で、今こう、取り組んでいただいている、一番、その根本だというふうに考えております。

ですから、その中で、この安心安全の中で、この防災ということも、大きなテーマだということでありまして、もう、142 集落、今、実質 140 集落ぐらいになってしまいましたけども、実際もう、自治会長自体もですね、なかなかもう、選出ができないという集落もありますし、また、大きな集落では、それこそ、1 人の自治会長さんではですね、なかなか全体を把握することができないというような集落もあると。非常に、佐用町の中における、同じ自治会と言ってもですね、それだけ大きな格差ができていくという、そのへんをですね、やはり、この地域、13 地域づくり協議会、この集落ごとのね、今度は、お互いの助け合い、協力という形をね、つくっていかないと、元々の集落だけでは、とても解決できないというところがあるわけです。そのために、この地域づくり協議会が、今後の地域のあり方というものについて、やはり、皆がやっぱり、真剣に、困っているところと、それぞれの課題というものをですね、出し合って、一緒に考えていく。それに、町が、一緒にまあ、その当然、佐用町としてですね、それぞれの地域が集まって、また、その基盤になって、町が成り立っていき、発展していくわけですから、その、やはり中で、町としての役割を果たしていくと。お互いに責任を果たしていくというのが、これからの行政の進め方ではないかなというふうに考えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

まあ、この1年を振り返って見ますと、私は、あの時間、丁度、濁流の中から、身障者の方を救出するという立場にありました。そういった目の前の作業をしておきながら、町全体が描けなかったんです。そして、その時に、町が、どんなに大変なことになっているんだというようなことも、分かりませんでした。

そして、今、私が、この議席において、議員として、皆さん方に質問を申し上げる時に、私自身、その現場で、切迫感、逼迫感というもの、全くありませんでした。それを深く反省して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、石黒永剛君の発言は終わりました。

続いて、5番、金谷英志君の発言を許可します。金谷君。

〔5 番 金谷英志君 登壇〕

5 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、大きく3点伺います。

まず1点目に、学校給食の地元産食材の拡大体制はとれたかについて、伺います。

私は、学校給食について、給食センター統合が具体化された昨年12月議会から連続して取り上げておりますが、新給食センターからの配食が始まったことを受けて質問いたします。

学校給食法では、小・中学校における食育の活動は、1、全教職員が全教科等において食育の実践者となること。2、給食を生きた教材として各教科において食育を配慮した授業を行うこと。3、その内容は、食の安全や食料の生産・流通・消費等について学ぶことです。学校給食法の理念を活かす観点から伺います。

1、給食センターが統合された中で、この学校給食法をどう実践していくのか。

2、6月の一般質問の答弁では、地元産食材の使用率拡大に向け、体制を整えつつあると回答されたが、9月からの新給食センター稼働で体制はとれたのか。

3、地元産食材について、農業振興からも生産者への助成の検討はされたのか。

次に、大きな2点目。再生可能エネルギーの研究成果について伺います。県では、農業用水を使った小水力発電や太陽光発電など、枯渇しない再生可能エネルギーを活用し、農村地域が電力自給を目指す取り組みを支援することになり、今年度は加西市、朝来市、洲本市の3地区で導入の検討をすると、支援するとしています。佐賀県佐賀市では、水車を使った小水力発電の導入を検討する委員会を発足させています。

昨年の6月議会において、本町で取り組める再生可能エネルギーの研究をしてはどうかと、提案したが、その後、研究はされたのか。

大きな3点目。けんこうの里三日月の今後の運営について伺います。けんこうの里三日月は、旧三日月町の時に、設備の老朽化や利用客の減少などの問題から、施設の運営について検討委員会をもった経緯があります。三日月健康福祉施設条例では、町民の相互扶助、連帯感の下にと第1条に掲げられているが、この設置目的からして、今後の運営について検討委員会を設置してはどうか。

以上、町長の見解をお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長答弁。

町長(庵逄典章君) それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、給食問題につきましては、後ほど、教育長の方から、答弁をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

最初に、まず、再生可能エネルギーの研究結果はというご質問でございます。この課題につきましては、以前から、金谷議員、非常に熱心に取り組んでいただいております、昨年の6月、また今年の3月の議会でもですね、一般質問で、ご質問をいただきました。

そのご質問に対しましてですね、当然、私も、まあこの、自然、再生、現在の地球環境の、こういう問題から見てもですね、再生可能なエネルギー、自然エネルギーの研究というのは、町と、行政としても、取り組んでいく必要があるというふうに答弁をさせていただいておりますし、中長期的にですね、研究をしたいというふうに答弁をさせていただいたところであります。

まあ、そういうことで、町としても、中に組織をつくって、研究に取りかかってきたわけですが、ただまあ、この研究結果はということで、その結果を求められておりますけれども、もう金谷議員もご存知のとおり、今、昨年、8月からですね、この災害の復旧対策にですね、追われております。ですから、十分に、この問題についてですね、検討をしていく状況ではなかったということは、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

まあ、そのことを前提にして、改めて答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、再生可能エネルギーにつきましては、改めて答弁させていただきますけれども、自然界に存在し絶えず補給されるエネルギーで、太陽エネルギー、また、風力、水力、バイオマスなど、永続的に利用可能なエネルギーを活用して、少しでも地球温暖化の緩和策として新たに有効性と必要性が見直され取り組まれている自然エネルギー事業でございますが、本町では、一昨年に研究の第一歩として、岡山県真庭市で実施されております、バイオマスタウン構想について視察をし、切捨て間伐材や倒木材、また、家屋木材を利用して、木材チップ及び木質ペレットを暖房用燃料や木片コンクリートに製品化する施設等を視察してきております。

また、加西市で開催された、近畿バイオマスセミナーの研修会にも参加して、天ぷら廃油からバイオディーゼル燃料を製造した事例などを研修して、その年の12月に本町でも新エネルギービジョン検討委員会を発足をさせております。

委員会、これはまあ、職員で構成をしておりますけれども、委員会では、最初に新エネルギーについての基礎的な学習や先進地の具体的な事業事例などの情報収集と、町内で取り組める事業について話し合っておりますが、昨年の災害発生後は会議ができておりません。

最近の取り組みとして、環境教育も兼ねて町内の4中学校と給食センターに太陽光発電施設を設置をいたしました。引き続き、委員会を継続的に開き、先進地の視察の研修や、太陽光発電、風力発電などの研究のほか、バイオマスエネルギーについても町内で具体的に何が取り組めるかなど意見を出し合いながら、中・長期的に研究をしていく必要があるというふうに考えております。

次に、けんこうの里三日月の今後の運営ということについてでございますが、本施設は、合併前の平成7年度に開設され、現在まで、運営をしているところでございます。この間の利用状況は、平成8年度の年間利用者数8万2,103人をピークに年々減少しており、平成21年度は2万3,356人となっております。昨年度は、災害の影響で最低の利用者数となりましたが、合併後は2万9,000人前後で推移しているところでございます。

このような状況の中、平成 16 年度に、旧三日月町の中で、利用者の減少、修繕費の増加などの理由で、健康福祉施設検討委員会が設置され、将来の施設利用方針について、検討をされた経緯がございます。合併後は、福祉課が担当をしておりましたが、平成 22 年、この 4 月からは三日月支所が担当して、より経費の節減に努め、利用者に喜んでいただける施設運営に努めているところでございます。今後の運営につきましては、現在、公共施設全般について、行財政改革検討委員会の中でも協議を進めて参ります。

この施設は、ゲートボール場・トレーニングルーム・浴場があり、利用目的や利用形態など、多方面からの協議が必要でありますので、少し時間をかけて、慎重に検討をしたいというふうに考えております。

以上、私からの、この場での答弁とさせていただきます。

後、教育長、お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 引き続きまして、金谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校給食法をどう実践していくかのご質問でございますが、現在、各学校において食育全体計画を作成しております。低学年では、食べ物に興味と関心をもたせ、好き嫌いをなくする。また、中学年では、楽しく食事をすること、それが心身の健康に大切なことなど、また、高学年での到達目標を立て実践してるところです。

学校行事の中では、学年交流や縦割り班給食を実施するほか、教職員も食育に関し指導や衛生面の研修を行っているところです。

各教科においては、例えば、小学校国語科では、おむすびころりんや大きなかぶなど、教材に関連づけ、また、道徳や学級活動では、感謝することや、お箸の正しい使い方など、高学年では食の安全、生産・流通など、学年に応じた授業を行っているところであります。

次に、地元産食材の使用率拡大に向けて、その体制はとれているのかというご質問でございますが、地元野菜等の供給体制につきましては、昨年度から地元生産者を中心に教育委員会、農林振興課、農業改良普及センターで協議を進め、この 9 月より実施の段階となっております

具体的な購入の方法としましては、J A兵庫西農協、ふれあいの里上月、ひまわり市、味わいの里三日月の 4 団体が指定供給団体として窓口となっていただいております。それぞれの団体に加入されている生産者から、直接、給食センターに地元産野菜を納入していただくことにしております。

本年度の協議経過としましては、発注や納品の方法などの具体的な事務の調整を行いまして、6 月に納入単価の調整、7 月には給食用野菜等納入生産者の登録申請を行っていたき、本年度の納入生産者を決定させていただきました。

8 月には、納入生産者を対象に納品していただく、代表的な野菜の規格について、サンプルを提示しながら説明会を開催し、給食センターの本稼動に備えて参ったところであります。

本年度の給食用野菜等の最終的な納入登録生産者数は、ひまわり市から 9 人、ふれあいの里三日月が 3 人で合計 12 人となっているところです。

また、米につきましては、従来から佐用産のキヌヒカリの一等米に限定し、兵庫県学校給食センターから購入しておりましたが、本年の、この 12 月より、J A兵庫西農協と地元業者から直接地元産米を購入することにしております。

最後に、地元産食材につきまして、農業振興からも生産者へ助成の検討はされたかというご質問でございますが、先のご質問でお答えさせていただきましたが、生産者の皆様に

は、給食センターへの食材供給体制づくりにおきまして、農林振興課や農業改良普及センターの協力を得るなかで、より安定した生産体制の確立を目指し、食材供給システムをスタートさせたところであります。

地元産食材への所得的助成はできませんが、安心して安全な食材供給には、生産者の環境保全、化学肥料、農薬の低減技術の実践、生産技術の向上等を目指して農業改良普及センターと共に講習会の開催、ほ場での技術指導等、支援をしているところであり、また、生産基盤の整備につきましても、ハウス助成等を行っております。

以上、金谷議員の給食関係の答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） けんこうの里の方から伺いますけれども、けんこうの里は、利用者が、町長、最初の答弁でも言われたように、一番良かったのが、7年の開設ですから、その次の年、8万2,000人、多くなって、その合併するまでが、合併する16年が、4万3,000人、合併後2万、町長答弁されたように、2万8,000から2万9,000。合併直後ぐっと下がっているんですね。そやから、今までの経過と、それから、この合併後、ぐっと、その利用者が減っている、その分析は、どういうふうにされてますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、けんこうの里でですね、の利用の仕方、そのへんで、合併して、町1つになって、どの地域にもいろんな施設がありますから、特にまあ、ゲートボールの大会とか、そういう利用なんかについても、それぞれ新しい、いい施設も、それぞれのまた地域にもありましたから、そういう所も利用されているのかなというふうにも思いますけども、まあ、一番は、あそこで、あの、まあ温泉施設、まあ入浴施設があります。その入浴施設にですね、町外から、かなりカラオケも兼ねてですね、ずっとまあ、利用されておりました。そういう利用の仕方がですね、地域の方が、なかなか利用ができない。逆にね、そういう苦情もあって、まあ、カラオケで、あそこずっと使うことを、広間をですね、和室があるんですけども、そこの利用については、カラオケセットをですね、施設を、設備を撤去するという形を取らせていただきました。

そういうことで、やはり、かなりね、そういう方達の利用が減ったというのも1つの原因かなというふうにも思います。

それと、合併前までにも、なかなかあの施設の運営が厳しかったようなんですけれども、味わいの里が、あそこに、この、食堂というの、施設をですね、お店を出張で設置をされていたわけですね、しかしまあ、実際にカラオケで来られる人なんかの、その、食料の持ち込みをですね、されるというようなこともあって、なかなか利用者がなくて、あそこで採算が全然合わないということで、味わいの里としては、もう、あの施設から撤退したいということで、まあ撤退もされたと。まあまあ、そういうことが、いろいろ重なっての利用者の減だというふうにも思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その、今、町外の方の利用者、そのカラオケなんか利用された、実際、そういうことがあったんですけども、合併してからで結構ですけども、町内、町外の利用者の割合というのは、つかんでおられますか。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、三日月支所長。

三日月支所長（廣瀬秋好君） この4月、5月で調査をしました。

で、4月につきましては、町内利用率が39パーセントでした。で、5月が、ちょっと不思議な数字になっておるんですけども、65パーセントという結果が出ております。

で、私が、ちょいちょい行くのには、以前よりは、町内の方の顔を見る回数が増えたという感じはしておりまして、合併前、もう少し前までは、25パーセントから30パーセントの町内の利用率というように聞いておりましたんですけども、今現在は、もう少し、町内の利用者の皆さんが増えたというふうには感じております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、全体として、町外の方が減って、町内の方が、なかなか、その、減る割合が少なかった。こういうことだと思うんですね。

ですから、よりまあ、その条例上の第一の目的からすれば、町内の方も、健康増進なり、ということですから、町内住民の方の福祉施設だという位置付けでは、町内の方の利用率が、その割合としては、増えたかなと思うておるんですけども、今後、その減った中でね、その、三日月の時、旧三日月の時の検討では、その、運営していくのに、まだ、温泉の掘るポンプなりが、こないだ、それも改修、交換しましたけれども、その耐用年数が来て、改めて投資する、意欲、理由いうかね、それがなくなってきたということもあるんですけども、その、当初は、町内の福祉施設いう位置付けだったですけども、町長の考え方としては、やっぱり町内の福祉、町民の福祉施設という位置付けなんか、それとも、町外の方が、減ったということもあるんですけども、町外も入れた、その全体の、その、どういうかね、維持していくための、経済的なども町外の方が要ると。中心的には、どっちに軸足置くかいう方向性なり、今、町長は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、元々作られている内容がですね、そんな観光施設ではないんですね。あれ。やっぱり健康施設です。まあ、けんこうの里というふうに、まあ、名前もありますようにね、ですから、当然これは、町民の皆さんの健康増進、それに役立つようにということで、内容、考えられていると思うんです。

ただまあ、如何せん、町民の皆さんだけでは、利用者数がね、また十分に、あれだけの施設を利用するには、少ないということで、町外からの方にも、開放もして、また、経営面では、それによって、ある程度成り立っていけるように、努力をしていくということだと思いますけども、まあ、あの、そこは、浴場、温泉施設ということですけども、ゲートボール場、そしてトレーニングルームというのがあるんですけども、まああの、特に高齢者の皆さん方のゲートボール等についてはですね、かなり利用されておりますし、その後に、あそこ、お風呂に入るといようなね、やっぱし、そういう使われ方、これから、地域の皆さん方にも、まあ、どういうふうに、あの施設を利用していただけているのか、またしたいというふうに考えておられるのか、そのへんのことはね、今後の、あの施設の、今後のあり方なり、検討する上でね、大事なところではないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 最初の答弁の中で、全体的な行革というか、その中で、このけんこうの里も考えていくということですけども、その中で、町全体の施設、まあ、いろいろ、その、体育施設なんかもありますし、その中で考えるということ、その、部会みたいなものね、作って、特に、けんこうの里についてはどうか。まあ、全体の中でも考えられるんでしょうけども、特殊な、先ほど、町長も言われましたように、ゲートボールや、2階にトレーニング場もありますし、トレーニング用でしたら、スポーツ振興課なり、スポーツの関係ですし、それから、風呂とはまた別に、ゲートボールだったら、その、高齢者の福祉関係になると思いますから、その住み分けいうのも、町の全体の中で、考えなあかんことですけども、特にこれを、検討委員会で、その呼びかけ、その提案しているわけですけども、けんこうの里をどうするかということ自体の、その部会みたいななんもね、専門的な部会も、作る必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まああの、まずね、佐用町、合併して、まあ、それぞれのまあ、旧町で、まあ、いろいろな施設を作って、運営をしてきて、それが1つの町として、今、これから財政的なことも考えながらですね、また、その施設の、それぞれの役割を、どういうふうに、これから、その施設を利用していくのかということ。そういう全体を考えた上で、最終的に、また、具体的にね、じゃあ、けんこうの里について、ある程度の方針の中で、じゃあ、もう、どういう、具体的に、どのように、今後この施設を活用していくのか、取り扱っていくのか。そういう点になってくると、その施設ごとのですね、検討をしていく、まあ、そういう機会というものは、当然、必要だと思っておりますのでね、はい。まあ、最終的に、最後は、最初はまあ、全体としての概略の方針というものは、考えていかなきゃいけないと思いますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、地元の意見も聞いた中で、協議していくということですがけれども、地元、今、隣にサンホームがありますわね。サンホームなりは、その、介護の施設なりということがありますから、隣にある、まあ位置的な、近いということもあって、そのサンホームなり、連携。介護的な、その、その利用の仕方とかね、そういうこと、医療の面でも、そのサンホームの理事長さんは、お医者さんですから、そういう方の医療の関係、それから介護の関係でも、そんな、サンホーム含めたね、近隣にあるんですから、それから、地元の住民なりも含めた、そういう検討もされると、そういうことでよろしいんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 要はですね、あの施設を、本当に有効に、活用ができることが一番なんですね。ですから、まあ、新たな、その目的というものを付け加えていってもいいですし、基本的には、町民の皆さんの健康の増進。そのことが、その、達せられればね、その運営の仕方というのが、もっとサンホームの、ああいう高齢者の福祉施設と一体的に運営をしていただければ、より、その目的が達せられるということであれば、その方法を選んでいくということになりますし、ですから、当然、今度、具体的に検討して行く場合には、地域の皆さん方、そして、施設を運営していただいているサンホームからのね、また、専門的な、また、いろいろな、これからの考え方というものをね、聞かせていただいて、一緒にまた、考えていただくということは、非常に大事かというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 次、自然エネルギーの方に移りますけれども、災害があって、昨年度からは、ちょっと研究ができなかったという、あまりできなかったということですがけれども、その、国の方針として、これ3月議会でも言うたんですけども、その、自治体が導入する住宅の太陽光発電導入支援事業や、それから、この、最初の質問でも言いましたように、農業地域での太陽光発電、農業用水を活用した小水力、バイオマス、木質ペレットなどの補助。こういうことがあって、その、町の職員の中で、その研究ね、なりはあると言われるんですけれども、実際、その、担当課としては、前、まちづくり課なり住民課、どちらかなということがあって、町全体の、その、つながりみたいなのはあるんですけれども、ちゃんと、その、誰が担当するかいうのを、係みたいなのを、体制としては、それ、とらな、なかなか、誰、話し合うということだけでね、実際に、この、国が示している助成の制度なんかも、その中心になって進む係が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　これは、しっかりとね、やはりこう、取り組んでいくためには、やはり、その担当者、担当、係というものが、明確にして、その、やっぱり1つの、その責任を持ってね、取り組んでいくという体制が必要だということとと思ってますし、それでまあ、あの、以前、前の課の中では、まちづくり課が担当をして、係として担当をしております、今度、住民課ということになってますけども、これは、企画防災課、まちづくり課ですね、企画としてですね、町のやっぱり、大きな、先進的なやっぱり、今後の取り組みですから、企画と住民課が一緒になって、取り組んでいくということで、その委員会についてもですね、これは、その担当課だけではなくって、そのプロジェクト的な委員会にしておりますけども、そういう委員会で、1つの目標を作りながらね、計画を作りながら、活動計画をですね、取り組ませていきたいというふうに考えております。

〔金谷君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、金谷君。

5 番（金谷英志君）　実際、その担当課なり係がないとね、誰が中心になって、その進めるかということがあるんですけども、これも神戸新聞の記事だったんですけど、この最初の質問でも言いますけれども、加西市では、農業用水で小水力発電、電力を土地改良施設の補助電源にして電気代を節約する。和田山地区では太陽光発電を加え、市が運営する農産物加工施設や交流施設の補助電源にする。3つ目は、鮎屋川地区、鮎屋川ダムの放流水などを活用し、ダム管理事務所の電源を賄って管理費軽減を図ると。

まあ、佐用町でも、その、言いました、加西市、和田山でやられているような、その、農業、小水力のね、できる。佐用川の、その水なんかでも、直接できる。

それから、後1つ例としては、山梨県の都留市いうところあるんですけども、都留市の側に川が流れているんですけども、設置費用 4,000 万円で、市役所で使う電力の 15 パーセント程度、年間、170 万円の電気代削減につながっていると。水車なんですね。水車を作って、その、市役所の電源を 15 パーセント程度賄う。そういうようなのを、国の補助があってということになりますから、その補助に対する体制取るために、やっぱり、今、町長言われたようにね、係も作って、そのプロジェクト的なものでも、全庁的につながりのあることも大事でしょうけども、1つ1つ、農業の関連してくる補助金もありますし、学校でしたら、学校の、文科省の、学校、教育委員会の担当ということもあるでしょうし、住民課担当ということも、ずっとつながりがあるんですけども、ひとつ、やっぱり核となる職員を置いて、こういうふうな、その、直ぐね、国の制度に対応できるような体制を、直ぐね、取って欲しいと思うんですけど、再度いかがですか。

〔町長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　そういう考えで、1つの事業としてね、学校施設に太陽光発電を設置したと。それから、給食センターにも、そういう補助電源として、太陽光発電の施設、設備を設置をしている。これもまあ、そういう、委員会等の中で、こういうことをやって、まずできるのではないかと。それと、国の補助、これも補助事業ですから、国の政策を取り入れてやってきているということです。ですから、今後もね、まあ、町の状況に合ったもの。大きな、財政的なやっぱり、大きな負担が、将来にかかるようなものではない。や

はり、そういう点も、よく検討をしながら、まあ、できることを取り組みながら、まあ、まずは、試行的にやりながら、いいものであれば、本格的に、今度取り組んでいくという段階にね、入っていきなきゃいけませんし、そういう研究は、重ねていきたいと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 次に、給食センターに移りますけれども、給食センターの体制が、その、今のね、給食センターの職員の体制と、それから栄養教諭の体制、配置はどうなっていますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 給食の職員は、調理員が 19 名。内 5 名が正職員でございます。後、栄養教諭は、2 学期から 3 名で対応しています。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その統合する前の、その職員ですけれども、職員の、その、臨時職員なりの移りかわり。その、丸々、その今までおった臨時職員の調理員なり、今回の、それで採用になったんかということと。

それから、3 人の、その栄養教諭。その、学校に配置されておるんか、その給食センターの中の役割とかいうのは、どういうふうになってますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 町職員の件を申し上げます。町職員につきましては、1 学期間は、とりあえず、定年退職された方、そうした方を 1 学期間、臨時雇用ということでお願いしまして、1 学期間を乗り切りました。そして、臨時職員を含め、全員、給食が、センター方式になって、それで、人数は減りますが、そのことによりまして、職員を退職にするようなことはしないということで、全員、それぞれの給食センター、退職の、定年退職の方は、1 学期、協力いただいたということで、退職いただきまして、そういった協力の中で、全員、雇用という形となっております。

栄養教諭につきましては、教育長の方から報告します。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校栄養教諭につきまして、今、3名と言いましたけれども、まああの、前12月、3月議会でしたか、その時にも、栄養教諭請負の話をしましたけれども、この4月1日には、4名の採用と言いますか、配置を県教委の方にいただきました。これも、1,500人を、児童生徒数の給食数、1,500人を切るか切らないかと、こういうことで、相当県教委にもお願いをしまして、要するに、稼働が9月からでありますので、その間、準備とか、いろんなことがありますので、是非4名を置いて欲しいということで、4月1日には、4名配置。その間、この9月から3名配置になりました。1名、三日月小学校に正規職員。それから、上月小学校と三河小学校に臨時職員。こういう形になっております。なお、これら3名の臨時、正規とも、今、3校言いましたけれども、これが本務校でございます。で、今まででありましたら、全て本務校を中心に活動をしておりましたけれども、給食センターが1本になりましたので、3名とも兼務辞令が出ております。兼ねて佐用学校給食センター勤務を命ずると。こういう辞令が、この9月1日に出ました。ということは、給食センターが、まあ、実質の活動の場であるということです。

で、各学校の給食にかかわる食育指導、これにつきましては、学校から離れるということもあるんですけれども、それぞれ3名で、14校、15校を役割分担しまして、定期的に学校へ出て行くと、こういう計画を、今現在、立てているところです。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その3人の栄養教諭の役割なんです。今、最初の答弁でも、教育長言われたんですけれども、その指導の目標というのが、多岐にわたるんですね。これで、3人でできるかないう気がするんですけど、その、分担してということですけども、低学年でしたら、食べ物に興味持ち食品の名前を覚えるとか、高学年でしたら、5項目ぐらいのまあ、その目標があって、それを教育長、実践されてると言われるんですけれども、実際に、これにかかわり方として、その、ほんまに授業中のこともありますし、こういう目標達成について、その、栄養教諭が、仕事の分担としては、分配の仕方としてはね、それが、足りているというか、まあ、県の職員ですから、あまり言いませんけど、それは、どうなんでしょうかね。仕事の量としてはね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、すいません。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 議員おっしゃるとおりで、これで足りるんかと言われますと、非常に難しい問題があります。

しかしながら、栄養教諭は、以前、学校栄養職員ということで、管理的な面を主にやっておりました。栄養教諭となって、指導面が加わったと。非常に幅広い仕事をするようになったと。で、まあ、食育にかかわっては、栄養教諭が、全て100パーセント、児童に、生徒にかかわるという見方をされると、どうしても苦しい面があります。で、先ほども言いましたように、各学校に、食育全体計画を立てておる。それも、それぞれ各学年、小学校低学年から高学年、また、中学校1年生から3年生までと、これは、例えば、国語や社会や理科や、小学校の1、2年生であれば、生活科や、それから総合的な学習の時間だとか、そういういろんな面には、それぞれの担任教師だとか、教科の教師が、それぞれ指導

するわけです。その中で、指導していているわけですから、その補助的なものとしての栄養教諭、そういう捉え方をしていただかないと、栄養教諭が、15校全ての子どもの食育の指導に係わるということについては、これは、ちょっと無理があると、そのように、私は、考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その、事業全般には、先生と連携してということですが、専門的な、その、栄養教諭の役割としてはね、その、食材の研究や、食の指導、献立の研究、それから、給食の個別の指導や衛生管理、こういう仕事はたくさんあるんですね。これ、この専門的な、その分野うか、それに限ってもね、その、教科との連携じゃなしに、その今、言うたようなことに関して、栄養教諭の、その体制というのは、これ、取れるんでしょうか。その、取れるんでしょうかいうたらあれですけど、これを取るためには、どういうふうにされているんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 学校給食につきましては、この度の 20 年の 6 月の法改正よりまして、従来の学校給食の普及充実から、この度、新たな食育の観点からこう、改正されたということは、非常にこう、意味が大きいわけでございます。で、目標としましては、伝統的な食文化の理解とか、食にかかわる人々の思い。勤労を重んじる態度の育成。それから、命、自然を尊重する心、協同の精神の涵養とか、健全な食生活や望ましい食習慣、こうしたものにつきましては、全学校の中で、全体計画の中で、取り組んでおりますが、従来も、4 名の栄養教諭が、それぞれ、衛生管理、献立、それから、給食を通して、給食現場の情報を見学生徒に給食を通して伝えたり、そうしたことは、やっております。それが、センターが 1 つになって、それで、栄養教諭が 3 名おりますので、献立、そうした衛生管理は、現在のところ、きちっとできていると思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その食材の供給について、伺いたいんですけども、先ほどの答弁では、その、指定供給団体グループ、まあ 4 団体あるんですけども、その中で、その、ひまわり市が 9 人、それから、味わいの里三日月、3 人ですけども、これ、前の、とりあえず三日月だけでも、三日月の給食センターだけでも言えばね、味わいの里から、味わいの里に納入している生産者というのは、3 人どころじゃない。味わいの里に生産者として、登録している人全てが、そういう、何十人もおられたんですけど、それが、今回は、味わいの里 3 人で、ひまわり市が 9 人ですけど、これで、体制が取れたと言えるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 実は、昨年から、この供給の仕組みにつきましては、協議をしてきました。その中で、先ほど、教育長の答弁のとおり、4団体が加盟してくれました。

この度、従来、三日月の味わいの里でござますが、まあ、小学校と中学校だけの給食センターでございました。それで、かなり、食材の量も少なかったということもありまして、それぞれの、三日月の場合は、味わいの里が、ほとんどの食材を、野菜を納品していたということでございますが、この度の、給食の登録におきまして、栽培の管理記録の整備とか、納品書に、生産者を記入しなければいけない。それから、野菜類のサイズ、規格、そうしたものも、きちっとサイズが適合しているか、そうしたこともありまして、そういうことで、それこそ、生産能力の観点から、辞退された方が、何名かこう、いらっしゃったんじゃないかなと思っております。

ただ、本年度の場合は、上月、J Aが外れておりますので、1年前から、きちっとした、概ね、その時期によります野菜の量等をお知らせしているんですけども、それに2学期から応じてくださったのが、三日月の味わいの里とひまわり市だったと、そういった結果でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、その、当初、2カ月、2学期からの年度途中からということもあるんでしょうけど、その、地元産野菜の供給の、そのフローというのがあって、その、まず1つは、学校給食運営委員会で、審査決定して、使用野菜の月別使用量の予定表、これが4月にされると。

それから、収穫見込み量の報告。こういう、あって、献立表に基づく注文して、それから、学校給食センターに納入すると。こういう流れなんですけども、これ、この2学期から、給食センターが始まるということは、分かっていたわけですから、このフローに則って、その、J A兵庫西なり、ふれあいの里上月なりも含めた供給体制を取るべきだったと思うんですけど、いかがでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この7月に、登録の手続きが終わって、8月から9月の、2学期の食材を発注したわけでございますが、例えば、タマネギが、保存状態が悪くて、提供できないとか、じゃがいもかて、かなりこう、保存はきくんですけども、2学期については、概ね、これだけしか納品できないというような状況が出てきました。

まあ、事務局としましては、教育委員会の方としましては、年間の、そうした野菜の使用量を示した時に、これだったら、地元で、全てこう、賄えれるという、かなりこう、力強い言葉を聞いたんですけども、実際の、こういった状況になったということは、生産者なり、そうした団体に、もう少し、しっかりと、こちらの方からお願いとか、計画的な栽培を依頼していかなければいけないなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 先ほどの、その、生産者に対する助成の中で、研修なり、それから農薬の使い方とか、そういう肥料のやり方とか、そういう、農業改良普及センターの、それが助成になるんだということだと思うんですけども、それでしたら、その、倉庫に保管するとかね、そういうようなのも、それが、1つのネックになって、あるんであればね、説明して、その根菜類、じゃがいもなりニンジンなりでしたら、その保存がきく、保存の倉庫なりも、これぐらいの体制を取って、取った中でやらないかん。農業改良普及センターとの協議の中ではね、その保存、倉庫に保存するということも、それ1つの供給体制の中で、考えなあかんことやったと思うんですけども、これは、どうでしょうね。農林振興課長どうですか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 地元産のですね、食材、まずは、安心して、安全なですね、食材を供給するというのがですね、第一です。

で、改良普及センター、また、農林水産事務所等もですね、一緒になってですね、まあ、食の安全、認定制度とかですね、そういうのを作って、生産者に、そういう講習会なり、現場での、ほ場での技術指導とかですね、まあ、低減、低農薬ですね、減農薬等のですね、指導もさせていただいてます。

ただ、その、今ですね、その、軟弱野菜は、日持ちはしませんし、今、議員のおっしゃるとおりですね、保存のきく野菜等もあります。

また、給食センターにはですね、安定した供給というのが必要になってきます。そういう中で、まあ、年間を通してですね、実際に生産計画をですね、きちっとしなければ、なかなか、その時期に合ったものが入れれない。また、同じ気候のような地域ですので、同一野菜がですね、いっきに多量に入ってもですね、やはり、バランスというのがありますので、そういうことも踏まえたですね、体制は取っていく必要があろうかなというふうに思います。

ただ、本年9月からですね、稼働したんについてはですね、今、教育委員会の方からですね、答弁させていただいたように、ひまわり市とですね、味里ですね、三日月で、そういうニーズになっておりますけども、今後、そういう形は、取っていききたいというふうに思います。

また、その食材の供給がですね、ある程度、安定ということになればですね、今、議員のおっしゃるとおり、そういう保存等のこともですね、考えていく必要があろうかと思えますけども、今、現状ではですね、そういう今の供給の仕方であればですね、対応は、今の段階では、対応ができるんじゃないかなというふうには思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 先ほど、その言いました、ひまわり市9人、それから味わいの里3

人の、その品目は、何でしょう。それぞれ何なんでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 教育課長。

教育課長（福井 泉君） 今のところは、あの、じゃがいも、それから、タマネギ、ナス、きゅうり、それからチンゲンサイといったようなものでございます。

ただあの、野菜供給業者につきましては、1年前に、きちっとした予定量を報告を、うちが説明をするということと、それから、1カ月前には、月の収穫見込みの報告を求めることにしております。それによって、できるだけ地元から購入していきたいということでの計画、そうしたものを、それぞれの納入グループの団体の方には説明をして、計画的な栽培をということで、お願いをしているところでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 元々、その、今まで、その、各給食センターなりに納入していた、その地元産の野菜の率は下げないというのが、基本だと思うんですけども、今まで、チンゲンサイ、今言われましたけども、チンゲンサイでしたら、三日月 100 パーセント。トマトが南光 100 パーセント。それから里芋が、三日月 100 パーセント。ネギが、三日月も 100 パーセント。この丸々全部、地元産で賄っているという、品目もあるんですから、これを取りあえずは下げない。その 1,500 食からある、その給食を、全部を、その地元産じゃなくって、地元産で使える分、今、課長言われたように、他の分は、商店から購入するということは、なるべく地元産の割合を増やすという、そういう基本姿勢が、それあると思うんですけども、その体制が取れたかどうか。今、聞くんでしたら、味わいの里でも、3人しか、チンゲンサイなり、ジャガイモなり、そういう方しか登録されていないということは、元々、体制が取れてないということで、それを、今後、ほなら、まだ、その、年度途中からですけども、来年度から、もう体制をきちっとって、増やしていくと。そういう体制が、これ取れるんでしょうか。いかがですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この9月におきましては、580 キロぐらいの納品の予定となっております。概ね、月3トンぐらいな量、おそらく 20 パーセントぐらいな地元産の使用でございします。

で、従来でしたら、特に、三日月の給食センター、それから、南光におきましても、ひまわりからこう、仕入れていたということでございますが、町内全体の平均の数値としては、20 パーセントは、かなり地元産の食材を使用しているということと、私は、思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その 20 パーセントで、それ良しとすることじゃなしに、国の基準としても、30 パーセントぐらいまで、その 5 年間の食育の計画立てて、もう 5 年間終わろうとしてますからね、その計画段階では、食育計画立てて、その 23、22 年度、もうほとんど終わり、その終わりの段階で、その 20 パーセントで良しとするんじゃなくて、ですから、今までだったら、三日月でしたら、ほとんど 40 パーセントぐらいが、地元産の食材を使うていたという、教育委員会の、その資料でもあるんですから、その、むしろその、高い、三日月の給食センターに合わせるぐらいのね、そういう目標持って、やられるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この 2 学期から開始でございまして、実は、整備しておりました冷凍庫、10 トンの購入、根野菜を早めにこう、買い付けて保存できたら良かったんですけれども、実は、8 月の段階で、その食材を求める給食費が、まだ、入ってない状況の中で、買い付けができないということもありましたし、来年から、そうした保存のきく、タマネギ、ジャガイモは、生産時に買い付けして、保存できるという、そういう仕組みになってくると思います。そうした面で、特に、給食センターとしましては、そういう早めの買い付けと、それから、計画的な栽培をお願いしまして、それで、議員おっしゃるとおりに、本当にあの、元々 40 パーセント、50 パーセント、地元産の食材を使えるような努力は、していかなければいけないと思っております。

勿論、特産品につきましても、地元の味噌、醤油、こんにゃく、そうした物も、大いにこう、使用していきますので、まだまだ、地元産の食材は、延ばしていかなければいけないし、そのためにこう、努力するつもりでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その給食センターで、その冷蔵庫なり持って、保存で、大量に仕入れて、給食センターで置くということじゃなしにね、その J A なりで、その倉庫も、倉庫建てるんでしたら、それに町としても助成する。先ほど、言われたように、そういう普及の方で、その研修なりで、助成が、一方ではしとんじやということですから、そういうふうな面も、ハードな面でも、それは、助成した方がいいと思うんですけど。

それと、その安全面の確保について、お伺いしたいんですけど、先ほど、農林振興課長も言われたんですけれども、農薬なんかの使い方とか、肥料だかどうだか、そういうトレーサビリティの、その、推進しておるいうところもあるんですが、その、農産物、地元産の食材の、安全性は、どういうふうに担保されるというかね、されていくんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 安定したですね、安心、安全なものです。現在はですね、この給食センターに納める物については、特に、作業日誌ですね、栽培日誌をですね、つけていただいて、ふれあいの里上月なり、ひまわり市の方はですね、確認をして、食材を供給するというような形を取らせていただいております。

これはあの、別に学校給食に納入する食材だけじゃなしにですね、J A兵庫西等々ですね、出荷する分についてもですね、まあまあ、栽培日誌とかですね、そういうもの。それから農薬の散布記録とかですね、そういうものも全部添付してですね、処理をすることになっておりますので、そういう方法をですね、指導させていただいて、普及所なりJ Aともですね、協力しながら進んでおります。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） そういうことが、先ほど、教育課長も言われたように、わずらわしいとかね、生産者、そういうの、一々付けたらわずらわしいとかいうことがあるんですけども、その、愛媛県の内子町とかあるんですけども、これ研修にも、議会で行ったところですけど、その中では、パソコンで、その、農薬、どんだけ使ったか、その今、課長言われたような、その使用量とか、それから農薬の使用量。それから作物名とか、全部管理してね、それは、なかなか、ほんま、生産者の方は、高齢者の方多いですから、なかなかパソコンを使いきれないと思います。それを、1つまあ、その面でも助成するというかね、そういう安全な面作る。こういうことは、必要なんですから、作ってください言うたら、ほな、体制としてはね、やっぱり町としては、それを支援することも大切じゃないかと思うんですけども、実際、内子町なんかでは、その、補助金なんかも使ってね、そのメニューがあるそうですから、そういうふうな体制も取っているということですかあ、その安全面の、生産者に対する、その助成は、どういうふうにお考えですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 大事なことはですね、そういう食材を、生産者に作っていただいてですね、生産者が、どのように栽培をしているかということ、まとめてですね、きちっと管理をする所が、きちっとあれば、いいと思います。

それで、今の段階ではですね、味わいの里三日月、ふれあい市の方にですね、まあ、そういう、そこに集約しておりますので、そこをお願いをしているわけです。

まあ、そういう指導といいますのはですね、3年前からですね、別に学校給食だけじゃなしにですね、新規就農者とかですね、まあ定年退職された方がですね、農業を始めということでですね、県民局の管内においてですね、そういう農業の開校塾のようなものですね、続けさせていただいております。本年も、もうやっておりますけども、そこへ、そういう所ですね、そういうまあ、トレーサビリティの関係とかですね、そういう物もまあ、指導していくといいますかね、お互いに、一緒になって勉強していくという形で、今、そういう取り組みをしているところです。

そういう生産者から、また、そういうね、指導等の要望があればですね、普及員と一緒にですね、そういう対応をしていくという取り組みはしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 安全な食材の供給体制を求めて質問を終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、金谷英志君の発言は、終わりました。

2 人の質問が終わったわけですが、時間が早いんですけれども、ここで昼食休憩を取りたいと思いますが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、再開を 13 時、1 時ということで、お願いします。

午前 11 時 11 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行します。

続いて、17 番、平岡きぬゑ君の発言を許可いたします。平岡きぬゑ君。

〔17 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17 番（平岡きぬゑ君） 17 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。私は、2 項目について質問いたします。

最初に、保育行政について伺います。保育を必要とする子どもに保育を保障するためには、現在、行われている保育制度の充実は重要で、自治体の役割は大きいと思います。佐用町の保育の実態について伺います。

第 1 は、0 歳児の入園を町に断られたケースが、6 月議会後もあると聞きました、入園の実態はどうなっていますか。各保育園ごとの状況をお答えください。

第 2 は、障害が見受けられる子どもさんの保育、どのような対応をしておられますか。また、各保育園ごとの状況をお答えいただきたいと思います。

第 3 は、条例では、保育園の入園について、町長は、保育に欠ける児童と認めた時は、入園させなければならないに照らして、保育を断った事例の内容はどうだったのかお聞かせください。

第 4 は、保育士の働き方について伺います。正規・非正規数は、21 年度決算では、83 人の保育士の内、半数以上が非正規でクラス担任もしている状況ですが、今後の保育士募集について、どう考えておられるのかを伺います。

第 5 は、保育園の施設整備や保育料など保育行政について、関係者の声を反映させることは重要です。そこで、保護者の声など反映させる仕組みはどうなっているのかを伺います。

第 6 は、政府は、6 月 29 日の少子化社会対策会議で、子ども・子育て新システムの基本制度要綱を決定しました。今後、佐用町の保育行政にどのような影響が考えられるのか

を伺います。

第7は、今年春に、日本共産党町会議員団は、町民の皆さんに町政に対する要求アンケートを実施しました。子育て支援対策で望むことで最も多かったのは、保育料の値下げ、長時間保育・乳幼児保育の充実です。保育行政の充実が進めば、女性が安心して子どもを産むことができるようになり、少子化傾向の改善につながると考えます。保育行政について、町長の見解を伺います。

2項目目の質問は、高齢者福祉についてです。介護保険制度が施行されて10年、政府は10年を経過した場合において、必要な措置を講じる介護保険法附則第4条の規定に沿った見直し作業として、今年の秋に介護保険法改正案をまとめる作業を進めています。また、今、高齢者の行方不明問題が全国的な大問題になっています。高齢者の生活と福祉、人権を守るのは行政の責任であり、行政の存在意義が問われる重大な課題です。佐用町は高齢者の実態をどのように把握しているのか伺います。

第1は、介護保険の実態についてです。次の点について伺います。

まず、所得階層別の要介護・要支援出現率は、どのような状況ですか。全国的には、所得が低い層ほど要介護・要支援状態になりやすい結果になっています。認定者に対する受給者割合はどうなっていますか。認定を受けても、サービスを利用していない実態を把握し、原因の分析が必要です。また、区分別、区分ごとの支給限度額に対する利用割合は、どうなっていますか。介護度によって、利用できるサービス利用がどうなっているのかを調べることで、必要なサービスを確保できているのかを把握することが重要と思います。特別養護老人ホームの待機者数は、どのような状況ですか。伺います。全国では、42万人を超えています。待機者が。兵庫県は、ちなみに2万5,100人となっております。また、入居費用が工面できず、待機者にならざるを得ない実態もあります。低所得者でも入居できるよう、居住費、食費など、入居者負担の大幅な軽減が必要と考えるものです。

第2は、6月議会で、金谷議員が指摘し、町が調査をするとしていた介護の実態調査はどのような状況か伺います。

第3は、党国会議員団が4月から5月にかけて、介護保険制度の見直しに向けて、全国的なアンケート調査を行っております。介護を社会的に支えることを目的に発足した制度ではありますが、重い介護保険料や利用者負担。全国で42万人に上る特別養護老人ホームの待機者など、保険あって介護なしともいうべき様々で深刻な問題が明らかになっております。今年4月、私どもの町民アンケートでも介護保険料の引き下げ、利用料軽減は町民の最も強い要求です。町の介護調査をもとに、国に対し抜本的な見直しを求める必要があるのではないのでしょうか。調査の状況をお聞かせください。

高齢者が住み慣れた土地で生きていける様に、介護保険制度を憲法25条で保障された生存権を実現する社会保障制度にしていく必要があると考えるものです。町長の見解を伺って、回答をよろしくお願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の保育行政についてのご質問からお答えをいたします。

まず、1番目の、6月議会後の入園の実態についてということでございますが、7月から9月にかけての入園状況は、7月に、佐用保育園で0歳児1名、1歳児1名、2歳児1名。上月保育園で3歳児1名。中安保育園で4歳児を入園決定しております。8月には、

佐用保育園で2歳児を1名入園決定。また、9月には、佐用保育園で1歳児1名。久崎保育園で3歳児1名の入園を決定いたしております。未満児だけを集計いたしますと、この間、佐用保育園は5名入園をしております。

お尋ねの6月以降入園を断られたケースがあるとのことですが、保育園には、申し込めば誰でも入園できるということではなくて、ご家庭の保育に欠ける状況によって判断するため、場合によってはお断りする場合もあると思います。

次に、2番目の障害児保育の実態ですが、4月時点では、療育手帳を所持している児童は6名入園をしております。また、手帳は所持していないが障害について医師の意見書が出ている児童もあり、これらの児童を受け入れるにあたっては保育士の加配も考慮いたしております。

このほか町では、例年7月から8月にかけて、臨床心理士と保健師による巡回療育相談を全ての保育園を対象に行っており、保育園での園児の様子を観察して、その結果を保育に活かしたり、保健師と連携して必要に応じて光都にある児童デイサービスたんぼぼの療育相談を勧め、専門の医師や心理士による発達検査、発達支援などのサービスを受けていただいております。

次に、3番目の入所基準に照らした実態はとのご質問ですが、保育の実施基準は、町保育園条例第3条で定められ、また入園については、第4条で保育に欠ける児童と認めたときには入園させなければならないとあります。まあ、実態においても、家庭で保育に欠けると認めた児童を受け入れをいたしております。

今後における保育園児の途中受け入れにつきましては、6月議会で申し上げましたとおり、ほとんどの保育園で定員割れを起こしておりますので受け入れは可能ですが、乳幼児など未満児の在籍数や、障害児の受け入れなどにより、入所者数による基準保育士数が変わってきますので、その都度協議をさせていただき、できる限りの受け入れ体制に努力をいたしております。

次に、4番目の保育士募集の実態及び保育士の正規・非正規の現況ということについてですが、募集につきましては、毎年計画的に採用を行っており、平成23年度採用予定の保育士につきましては、先般9月19日に第1次試験を実施いたしております。なお、臨時保育士の募集につきましては、来年度の入園予定児童数や退職等職員の異動状況等を考慮して今後募集をする予定になっております。

保育士数につきましては、園長を含めた正規職員が37名、臨時職員が34名、パート職員が7名ということになっております。

次に5番目の保育行政について、保護者の声を反映させる仕組みはどうかとのご質問ですが、現在、条例・規則に則った制度としての仕組みはありませんが、適宜、園長・保育士と個々の保護者との協議の場、あるいは全体としての保護者会との話し合いの場での有益且つ建設的なご意見は、なるべく保育行政に活かす姿勢で臨んでおります。

また、事業としての施設整備につきましては、町総合計画や過疎計画等に基づいて進めて参ります。

保育料につきましては、現在は、保護者の負担を軽減し、子育てを支援する意味でも据え置きをしてきております。国の基準と対比いたしますと、平均で国の約60パーセント程度で、議員もご承知のことと思いますが、結果的として近隣市町と比較いただいても一番低い保育料となっております。しかし、多様化する保育ニーズに応えサービスの充実を図る一方で、園児数が佐用保育園の109名から、長谷保育園10名、石井保育園8名、幕山保育園13名などの保育園もあり、現況を精査し保育行政の充実、小中学校との整合性、すなわち、保育は言うに及ばず、保護者の要望でもあります、幼児・就学前教育を加味して、学校教育へスムーズに移行できる一貫性を図ることが重要と考えておりまして、現在、

教育委員会で取り組んでいただいております佐用町の教育振興基本計画の中でも、保育園のあり方についても、検討していただくように、お願いをいたしております。

次に、6番目の、政府の基本制度要綱が本町の保育行政に、どう影響するかとのお尋ねでございますが、この件につきましては、未だ県からの情報はございませんが、厚生労働省のホームページによれば、ご質問のとおり政府は、本年6月29日、少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を決定をしております。

その目的とするところは、すべての子供への良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会を実現するということで、出産・子育て・就労の希望がかなう社会の実現、仕事と家庭の両面支援で、充実した生活ができる社会の実現、新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会の実現等のために、新しいシステムを構築していくというもので、平成23年通常国会に法案を提出し、平成25年度の施行を目指しているということでございます。

今後、県を通してその詳細が知らされて来るとは思いますが、現時点では、町の保育行政への影響は、分かりません。

最後に、7番目の、子育て支援における保育行政充実に向けての見解はとのご質問でございますが、子育て支援を推進する上で、保育の充実が非常に重要なことは言うまでもございません。保育料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、近隣市町では、一番低い保育料になっておりますが、多様化する保育ニーズに応えるべく、予算・人材等限られた中であっても最大の効果が得られるように、引き続いて、努力をして参ります。

また、ファミリーサポートセンターによる生後4カ月児から小学校6年生までの子どもの預かりなど、子育ての援助事業も7月よりスタートをいたしております。今後におきましても、これら子育て支援センターの事業とも連携をとった中で子育て支援を行って参りたいと思っております。

次に、2番目の高齢者福祉についてのご質問でございますが、まず、1番目の介護保険の実態についての内、所得階層別の要介護・要支援出現率についてお答えをさせていただきます。所得階層別の要介護・要支援出現率でございますが、まず、第1段階、要介護出現率38パーセント、要支援出現率13パーセント。第2段階では、要介護出現率30パーセント、要支援出現率8パーセント。第3段階では、要介護出現率16パーセント、要支援出現率5パーセント。第4段階の特例では、要介護出現率20パーセント、要支援出現率5パーセント。第4段階、要介護出現率9パーセント、要支援出現率3パーセント。第5段階では、要介護出現率6パーセント、要支援出現率3パーセント。第6段階では、要介護出現率7パーセント、要支援出現率2パーセントとなっております。

次に、認定者に対する受給者割合でございますが、平成22年6月末で認定者1,225名、受給実人数953名で、受給率77.8パーセントでございます。

次に、区分支給限度額に対する利用割合であります。区分ごとに支給限度額に対する利用割合を申し上げます。要支援1、44.9パーセント、要支援2、39.4パーセント、要介護1、38.4パーセント、要介護2、50.5パーセント、要介護3、58パーセント、要介護4、51.9パーセント、要介護5、62.5パーセントとなっております。

次に、特別養護老人ホームの待機者数についてお答えをいたします。本年度は、兵庫県独自の調査として、介護保険事業支援計画検証の基礎資料とするために、県下一斉に特別養護老人ホーム入所申込状況調査が行われ、佐用町もこの調査に協力をいたしました。調査の結果、本町では平成22年6月時点で172人の申し込みがありました。内訳は、在宅者が61名、在宅以外の方が111名であります。

次に、2番目の介護の実態調査は、どのような状況かということでございますが、厚生労働省が次期介護保険報酬等の改定に向けた検討の基礎資料とするために、本年7月に介

介護サービス利用実態調査を実施し、本町もこの調査に協力をいたしております。調査の内容は、平成 22 年 3 月時点のサービス利用状況を要支援 1 から要介護 5 までの 7 段階で支給限度額を超過した方及び支給限度額以内、7 割から 9 割程度の利用の方の利用実態をケアマネジャーの協力のもと把握するものであります。

介護サービス利用者の中で在宅サービス利用者 600 余人の中から、無作為に抽出した 13 名を調査をいたしました結果、支給限度額以内の 7 割から 9 割を利用されている 7 名の内で 5 名が、現在のサービス量が適当と答えられております。

また、支給限度額を超過している方も含めての見方では、13 名の中 11 名が、現在のサービスで十分であると回答をされております。よって、在宅サービス利用者の 93 パーセントの方が、支給限度額以内でサービスを利用されていることから、ほとんどの在宅利用者は、概ね満足をされているものと推察をいたしますと同時に、サービスを抑制する傾向ではなく希望に沿って利用されていると考えております。

今後は、この調査結果を厚生労働省で集約、議論し、次期介護保険計画の改訂を見据えた方針が、全国の自治体へ示されるものと考えております。

続きまして、介護保険料の引き下げ、利用料軽減について、国へ抜本的な見直しを求める必要があるのではないかとということでございますが、65 歳以上の第 1 号被保険者から納入される介護保険料は、本町の介護保険事業を運営していく上で、非常に重要な財源であります。安定的に介護保険事業を運営するため、介護保険料の収納にも尽力しつつ利用者への介護サービス提供体制を維持していく中で、3 年毎に介護保険事業計画を作成・見直しを行っております。その中で、必要な低所得者向けの保険料や利用料の減免等に取り組んではいますが、一律の負担軽減は、国庫負担等の増額などの抜本的な介護保険制度の見直しがあって初めて対応可能になるものと言えます。

平成 26 年に団塊世代の方々が高齢者となり超高齢化社会が出現する中で、介護保険事業全体の受益者負担をどうするか、社会保障制度の枠組みをどうするのか、等々国の税制改正体系にも踏み込んだ活発な国会論議を行っていただき、安心できる持続可能な制度にしていきたいと思いますというふうに考えております。

最後に、4 番目の介護保険制度そのものに対する、町長の見解はとのご質問でございますが、今後、益々高齢化や過疎化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる町をつくるためには、介護保険の更なる充実は無論のこと、介護、福祉、医療、保健それぞれの分野が連携を深めて、高齢者やその家族を支援していくとともに、高齢者を温かい目で見守っていける地域社会であり続けることが必要不可欠でございます。そのためにも、この現在の介護保険制度は、現在社会において、なくてはならない制度であろうかと思えます。

兵庫県では、この高齢者を地域全体で支えていく体制を地域ケア体制として、体制の整備を推進していくとしており、本町においても地域ケア体制の整備に向けた取り組みを行っていくことを第 4 期介護保険事業計画において掲げております。その取り組みの重要な柱といたしまして、増え続ける認知症疾患への対策があり、この度、西播磨圏域認知症疾患医療連携協議会が発足をしております。本町の地域包括支援センターも委員として参加をしており、地域の実情を伝えていく中で、認知症疾患の保健医療水準の向上を図って参りたいと思っております。今後も高齢者の尊厳ある暮らしを営む権利を保障していくため、本町の現状を注視しながら、介護保険制度を健全に運営をできるように、努めてまいりたいと思っております。

以上、この場での平岡議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） では、最初の 1 項目目の、保育行政について、再度うかがいたいと思います。

最初の質問で、その保育園の入所に当たって、いわゆる入所の水際で、排除が行われていないかという、この実態なんですけれど、現実には、町内の保育所に入所されていた方が、家庭のご事情で、別の保育所に入所を希望されたところ、まあ、入所できないという、そういう実態があるという、そういう具体的な例を伺ったんですけれども、それは、先ほどの回答からすると、場合によっては、断るケースもあるという、場合によっては当たるんでしょうか。その点、ちょっとその、具体的に、その場合というのは、具体的には、どういうことなのか、再度伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） この件については、その該当園ですね、その該当園であろうと、議員がおっしゃっておる園長さんともお話、近々にもさせていただきました。この一般質問答えるに当たってね。

まず、逆にお聞きしたいんですけれども、6 月にも、お答えしたんですけれども、多分、6 月前のお話だと思います。その時にですね、私ども思っている子どもさんは、その、乳児保育ね、乳児保育の関係の方だと思えるんですけれども、前にもお話したんですけれども、一応、内規としてですけれども、私どもの町といたしましては、生後 8 カ月。8 カ月というラインを設けておりましたので、3 月の時点で、お話があった時点では、それをクリアできてませんでした。それで、3 月に 6 カ月ぐらいだったので、5 月頃に、またお話を、こちらからさせていただいたんですけれども、その時点では、家族の方がね、確か、おばあさんだったと思うんですけれども、見るからね、いいですというふうな、了解があったというふうに聞いておまして、私ども、その件だと思っておるんですけれども、ですから、回答については、先ほど、町長、申し上げましたように、6 月以降については、それに類する案件は、ございませんという答えです。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、再質問の中でね、町内の保育園に入所してた保育園児が、別の保育園に行って断られたというふうに言われましたよね。

〔平岡君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 既に、入園していた園児なんですね。

〔平岡君「そうです」と呼ぶ〕

〔町長「課長、違うぞ」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 抜かっておりました。
私の記憶ではね、町内じゃなくて、町外です。確か。

〔平岡君「違います」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） じゃあ、具体的に教えてくださいよ。私どもが思っている児童のことと、平岡さんが思っているね、案件と違っていたら、いくら話しても平行線ですから。

〔平岡君「そうですね」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） 私も、そのこと思うんですけど。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） 課長が答えられた件は、6月議会で取り上げた方で、その方は、この町内の方で、余所の地域から、こちらに移住されたけれども、入所できる予定だったという話だったけれど、具体的な話の中で、まあ、ご家族の方が、最終的には、見るという結論になったという例なんですけれど、今日、今回、取り上げた、具体的な事例は、そうではなくて、旧南光で保育されてた方が、事情で、佐用町に移られて、旧佐用町ね、に移られた結果、その保育所の方で、先ほど言われた年齢の問題が、一番大きなネックになるんでしょうか、そこらへん具体的にお示しいただきたいということなんで、事例が別です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） その方は、先ほど言いました乳児じゃないですよ。違うでしょ。

〔平岡君「はい」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） それで、その方についてはね、確か、これ明確にお答えできなかったら申し訳ないんですけども、今在籍の園と、希望されるね、園との調整なんですけども、まあ、当然、年度途中ですから、保育士の関係もありますのでね、徳久保育、徳久保育園だと思うんですけども、そこへ、今、そこへ預けておるという状況の中で、状況が変わったとしても、徳久保育園に預けることによって、そんなにね、こちらサイドから言

えば、ハンデがないと言うんですかね、ご理解をいただける範疇だというふうな理解の中で、年度替りまでね、ご辛抱いただけませんかねということを伝えたというふうに、園長からは、聞いている案件だと思います。

〔町長「年齢によってと、今、平岡さん言われたんと違うん」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） いや、だから、年齢じゃないんでしょ。

〔町長「今、年齢によってと言われました」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） 奥歯に物の挟まった言い方じゃなくて、しっかり言っていないと、こちらも答えにくいんですけどね。年齢じゃないケースだと思うんですけど。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） 場所が変わったというだけのことなんです。はい。
だから、その要因が、何だったんですかということをお聞きしたかったんです。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵迢典章君） それはですね、今、保育園については、どこの保育園に入ってもいいように、まあ、できてますよね。それで、徳久保育園にいてですよ、途中で、佐用に行きますと。まあ、それは、どこに今、お住まいの方か、分かりませんが、同じ町内の近くの保育園ですよ。それは、やっぱり保育園としてもですね、急に途中であれば、今、課長が言うたようなことを言うのが、当然だと思いますし、そのへんは、やっぱり、平岡議員も、よく、その内容を吟味の上、ひとつ問題点としてご指摘いただきたいと思いますけども。それが、問題になりますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） その、身近なところで、身近なところ言うんか、近くでね、子どもが歩いて行ける保育所に、一番近い所に、親が希望する所にやるというのが、一番、理想的な、本人の希望どおり、希望する保育所に入所させるということが、自治体の義務でもありますから、私は、そういった事例があるということを紹介させていただいたんです。

それで、保育についてなんですけれども、先ほどの件は、よろしいですか。実態が、事実、そういうことありましたということ言わせていただきましたけど。まあ、引越しとか、いろいろありますからね。そこらへんは。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） そういうふうに言っていたら、そういうことは、園長からね、お聞きしたということは、分かりますけども、具体的に、保護者の方が、受入を希望される方については、先ほど、町長が答弁しましたようにね、はっきり言うて佐用保育園なんです。確か。佐用保育園は、答弁しましたように、7月以降にね、5人も6人も増えているわけですね。実態として。保育園の事情もね、ご理解いただく中で、そういったお話をしたものだ。私は、無理のない返事をしているというふうに理解しておりますけど。年度途中ですからね。あくまでも。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） 結局、その方は、保育は、今、どんな実態になってますか。

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ですから、今までどおり徳久保育園にいらっしゃるものと理解しておりますけども。今の時点ではね。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） では、保育の関係で、続けてお伺いするんですけども、保育について、国の方の質問ですけども、新たな保育制度のことなんですけれども、経済成長戦略として、コストだけを考えることを貫いていくと、どこを削るかという発想になってしまうんですけども、保育園というのは、性格上、運営費の8割が人件費で占められておりますけれど、人を育てるという、そういう重要な保育園で、職員の集団を薄めるということは、保育そのものを壊すことにもなりますし、子どもを育てるということは、コストだけという見方では、考えてはいけない部分だというふうに考えるものです。

そこで、保育士との関係ですけど、発達保障のプロですし、専門性を持った保育士が、その、職員集団の中で、実践を貫いて磨き上げながら、保育者として育っていくという、そういうことを保障していくというのが、公的保育制度の大事な中身なんですけれども、今回、国の方が示しているのは、地方分権の名の元で、保育園の最低基準をなくして、その公的保育制度を壊してしまおうという、そういう危機的な状況にあるわけで、先ほどの答弁では、まあ、国の制度が、まあ、いい内容だというふうに理解しているような、受け止めの、町長の答弁にあったわけなんですけれども、その点は、まだ、具体的に、県の方から連絡がないということなんですけれども、現実、内容的なものとしては、国とか、自治体が、ドンドン手を引いていってしまうという、そういう方向になっているというものなので、注意が必要だというふうに思います。

で、それから、その保育の関係では、次世代の育成支援行動計画というのが、佐用町でつくられて、その目標に向かって、取り組んで来られたわけなんですけれども、その計画その

ものは、今、どのような状況、進捗状況と言うか、そういうものについては、どうなっておりますか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） この点につきましては、若干でございますけれども、昨日の井上議員とも関係するんですけども、私とこです、作成に当たっております。ご案内のとおり、前期の5年間分過ぎましたので、これからですね、26年度にかけての、昨年、災害ございまして、若干事務が遅れておるんですけども、今、最終段階に入りまして、それら有志の方々、あるいは委員の方々にご検討いただいて、後期計画をですね、ほぼ策定、ほぼできた段階ですけども、まだ、最終的な出稿はできておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） その策定に当たっては、前期の中で、示しているんですけども、各年度ごとの状況について、点検とか評価する。そういうものを、まあ、町民に対して、明らかにしていきますという計画になってたかと思うんですけど、そういう点は、ちょっと、私は、把握できていないので、その計画策定に当たっては、どのような手順というか、進み具合なんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 申し訳ありませんけれども、私も 100 パーセントは、理解も把握もしてないんですけども、基本的には、先ほど言いましたようにね、町内の、いわゆる、そういう子育てに、関係する民間の方々が委員として大半を占めている状況の中で、前期の5カ年の検証ですね、検証を踏まえて、更なる子育ての飛躍的な発展を願うために、後期の計画を入れたということでございます。

それで、一概にですね、先ほど、町長が、答弁されましたけれども、今度、国が示しております基本制度ですか、これ、あるいは、今、ご質問の行動計画、更に、昨日、井上議員がおっしゃった、子ども、若者の支援施策ですね、いろいろ国から出ておるんですけども、やはり、その、言えるのは、将来、佐用町をね、背負って行く子ども達、ご案内のとおり、今、出生が 100 人あるかないかです。これらをですね、地域の宝。あるいは社会のね、社会の中で、皆が、重んじると。その子ども達を。それで、良い環境の中で、育てるというふうな部分で、テーマは、僕、一緒だと思うんです。それで、短絡的に捉えるんじゃないくって、いろんな組織ありますけれども、いろんな子ども達に関係する、まあ、例えば、僕、お医者さんもそうだと思います。それから、保健師、栄養士ね、それから、民間で言えば、民生委員とか、あるいは、人権擁護ですね、いろんな形の中で、見守ったりフォローしていく。こういう体制を、地域の中で、作りなさいよということですね。それで、今、議員がおっしゃっておる基本制度も、そういうこと、まあインターネットでしか見てませ

んけども、そういうこと書かれてます。

それで、行動計画もね、そこに流れておるコンセプトは、そういうことなんですよ。ですから、あまりこう、難しいことを言うつもりもないし、私も把握してませんけども、皆で、皆で、将来ある子ども達を育てていこうというのが、僕、底に流れておると思いますので、前期5年で、そんなことをですね、できるはずもありませんので、そういった検証を踏まえて、後期の計画をですね、ほぼ出来上がりつつあると思いますので、また、発表する機会がありましたら、披瀝させていただきたいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） 最初、伺った中の保育内容で、保育料の関係は、答えていただいたんですけど、保育時間の件ですけれど、長時間保育をやっている所と、やっていない所と全町的にあるんですけれど、やるということで実施している保育園で、まあ、預かってもらうのに、親御さん、保護者の方が、ちょっと、預けたいんだけどという思いを、素直に言い難い実態があるというふうに、これも、また、子どもを預けている関係で、言いにくい面があるんだということが聞こえてきとんですけれど、それは、方向としては、実際、保育時間の延長をやるということになっているんだけれど、現実には、どうなっていますか。具体的にお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今年の4月の段階ではですね、今、議員おっしゃっておるように、12園の中で8園、時間延長してますね。時間は、4時から6時、で、無料ですね。そういう状況の中で、先ほど、議員もおっしゃいましたが、コストじゃないんですよ。町としてはね。将来ある子ども達のため、一生懸命、保育料にしても、国の基準から言えば6割で我慢していると。他の部分で、いろいろ努力する中で、そういう運営をやっていく。っております。それで、人数としては、確か10人前後だったと思います。

それで、今、議員がおっしゃっておるようにね、言いにくい状況があるのであれば、当然、園の方に掛け合っていたらええんですけれども、園の方がね、やっぱり渋るようなこと、そういうことないと思いますけども、直接ですね、健康福祉課の方へ来ていただいたら、対応できるように、これは、やっぱり責務ですから、私ども、その方向で、検討していきたいというふうに思います。もし、問題があったら、直接言っていただいても結構です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） じゃあ、そのように、関係者の方にも、返していきたいと思います。で、保育料の関係は、確かに、国の基準に照らすと、町として、安くしているんだということなんですけれども、近年まあ、その保育料の額もですね、保育所の運営費そのもの

が、国の方が、以前と、制度上変わってきて、各自治体ごとに格差が生まれるような、財源的なものに変わっておりますから、2004年から補助ではないという形になっていきますよね。そういう関係から、公立保育園の運営費を一般財源化して、その結果、保育士の非正規化が、ドンドンこう、進んできているという実態があるんですけれども、保育所の関係、保育料についても、まあ、保育料を支払う、若い子育て世代にとっては、非常に重い負担なわけで、それを軽減していくということで、これはまあ、市ですけれども、年収400万未満の世帯の保育料は無料にするとか、400万から1,000万の世帯については、20から30パーセントに軽減していく、そういった制度も実現しておりますし、その他、新潟の方でも、具体的に保育料については、無料化するとか、そういった手立てをとっているところもあります。財政的に豊かだからしているのではなくって、必要だから、最優先でやっているという、そういう事例ですので、紹介したいと思います。

で、子どもを産むとか、産まないとか、これはプライベートな問題なんですけれども、社会的な原因で、産みたくても産めないという、そういう状態を変えるということは、私は、政治の責任だと思っております。正規の雇用を増やしたり、保育所を充実させたり、医療や教育費の負担を減らすいう、総合的な対策が、とても重要だというふうに、私の考えを述べて、1項目目の保育については、質問、次に、移ります。

介護保険の関係なんですけど、先ほどのご回答で、それぞれ数字的なことを言っていたんですけれども、それは、また、後ほど、資料としていただけますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい、分かりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

17番（平岡きぬゑ君） それで、この、特に、問題点はですね、介護の状態で、その、介護認定とか、要支援とか、そういうものに、実際になった、高齢者の場合は、行政が関与していくわけなんですけれども、そうじゃない方、特にまあ、高齢者で行方不明の問題が、全国的に取り上げられておりますけれども、きめ細かく、その高齢者を把握していくという、それは、行政がやらなければならない仕事だと思うんですけれども、その点、佐用の場合、介護保険法に基づいて、実態把握については、地域包括支援センターが負うことに法律上、その法に基づくとなっているわけなんですけれども、その実態把握について、介護保険に適用されないけれども、独り暮らしであるとか、高齢者の、そういう実態については、行政の取り組み、どんな状況ですか。十分できていますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 物事には、全部十分ということは、あり得ないと思うんですけれども、十分なように向かってね、努力しているというのは、事実だと思います。

それで、今、おっしゃっておるように、介護のね、被保険者になった時に、自分で、身体的にね、不自由になられた時に、当然、認定申請しますよね。認定申請をね、介護の。そういう中で、先ほど、町長が言いましたように、1,200 名ほどいらっしゃる。ねっ。それで、その中には、要支援 1、2、要介護 1 から 5。それに、認定された時にはね、この介護保険の利用と、給付ということをですね、受ける、恩恵に浴するわけですね。

で、今、おっしゃった、その、非該当。非該当になられた方、あるいは、前にも言わせていただいたと思うんですけれども、特定健診なんかで、ちょっと境界的なものですね。あるいは、主治医からとか、あるいは地域の民生委員さんとか、自治会長さん、諸々の中で、いろんな情報が、やっぱりどこかで集約せなあかんと。それをですね、今おっしゃったように、私ども、また、これ全国的な話ですけれども、地域包括を設置しなければならない責務があるという中で、私どもは、幕山に、そのセンターを設けているということですね。

で、それがですね、ひとえに、その介護保険だけじゃなくって、今、おっしゃったようにね、いろんな、高齢者については、いろんなこう、社会の歪みというんですか、いろんな問題がありますよね。個人にしたら、例えば、高齢になることによって、身体的な不自由。いわゆるその、介護に行くギリギリの部分ですね。これ以上、悪くならないような手立てを、まず、しなければいけない。あるいは、物忘れ、認知症、先ほど、町長答えましたけれども、それで、ご老人を、側が、悪の道へ持って行くような消費者の、よくありますね。そういった部分から守るとか、社会全体で守っていくようなこと。それを地域包括がね、いわゆる、その名前のとおりなんです。もう地域の諸々の問題を包括して、その司令塔みたいな箇所ですね、それを設けておることなんです。だから、いろんな、どう言ったらいいんですかね、その体の機能の向上するための運動とか、先ほど言いました、物忘れにならないような機能訓練、いろんなことをやっております。まあ、十分ではないですけどね、そういった PR も、これから、もっともっと、していかなあかんのんですけれども、そういうことで、人と触れ合うことによって、介護、支援、あるいは、要介護にならないような手立てをね、水際で食い止めておるというふうなことが、地域包括センターの主な仕事です。

これには当然ね、保健師、あるいは、社会福祉士とか、ケアマネージャー、医者、お医者さん、看護師さん、諸々の方に、お世話になって、運営はできてます。そういうご紹介でどうでしょうか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） その、そういう仕事をしていくのが、地域包括センターのお仕事なんですけれど、その今、体制としては、3 人の方が対応されていると思うんですけれど、まあ、佐用町の場合ね、それで、人的に、十分なのかという点で、実態としてどうなのかということ伺いたかったんですけれど、その点は、十分ですか。もっと、人的に増やして、きめ細かな対応がこう、十分に行き届く方向で、これからまあ、ドンドン、高齢者の場合増えていきますので、基本的にまあ、行政として、つかんでおかなければいけないという立場にありますから、その点で、これからの方向性というか、考え方として、どうなんでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 私らの立場としては、人事を受ける方ですから、私がどうこう言う問題じゃないと思うんですけども、基本的にね、役場の行政、皆、同じ屋根の下で頑張っておりますので、十分にね、人数が多い所で頑張っておるような課はないと思います。どの課も少ない人数の中で、もう、一生懸命やっていると。基本的には、そう思っています。

私とこについても、先ほど、お尋ねの、いわゆる室で言えば、健康増進室ですよ。幕山のね。その中で、いわゆる保健衛生的な部分と、それから、介護給付事業。これについても、3、4人でやってます。それで、地域包括も、今おっしゃっておるように3人です。それで、非常に厳しいと思います。本人達はね。結構、夜遅くまで、女の子ばかりですけども、業務日誌見たらですね、具体的に、8時、9時。皆、家庭持ってますけど、そういう状況です。しかし、これはね、やっぱり使命感を持ってやっていますから、当然、対象者も少なくなることはない。多くなると思います。そういう状況の中で、去年、これは、1つの例ですけども、やはりその、不要と言ったら、ちょっと語弊ありますけども、まあ、介護事業で言えばね、事業所で任すべきものについてはね、いくらかこう、お願いしようかということで、1つの例として、今年の決算で最後になったんですけども、いわゆるその、介護認定をして、申請して、ケアプランを立てる分があると思います、それをですね、地域包括センターも1つの事業所として、認めておったんですけども、今年から。今年からですね、介護1から5については、もう事業所、民間の事業所に任せよう。いわゆる、先ほど言いました、これから、介護にならないね、要支援の方々を食い止めるということで、そちらの方に力を入れようということで、いくらか仕事量も、逆に言えば、減らすんじゃないかって、その分を厚くするというふうな部分で、地域包括の方もシフトをしております、来年の決算から、若干、金額的にも違ってくると思います。要支援までで留めておこうと、そういった努力をですね、いろんな関係者の方々にお世話になって、頑張っていこうというふうな若干の軌道修正もさせていただいております。

それはもう、総合的に、全体の仕事の中でね、前向きの判断をしたというふうにご理解をいただいたら、ありがたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬる君） 先ほど、ちょっと、聞き漏らしてたんですけど、特別養護老人ホームの待機者数について、1回目の回答で、県独自の、その、調査ですか、で、町としては、172 人が、そのいわゆる待機者数としてカウントされているというふうに、状況があるということなんですけれども、特養の希望される方などは、今、最近では、特にあの、入院してても、直ぐ、出て行かなければならないような、そういう事態もありますし、それから、特養などは、国の方の改悪ですけども、食費も、それから、部屋代も負担しなければいけませんので、月々にすると 10 万を超える支払ができる人、可能な方でなければ、まあ、申し込みもできないという、そういう現実があるので、その、待機者は 172 人ということなんですけど、それからいくと、そういう負担能力があるというか、そういうことの方の数が、172 人で、そういうことまでいかない、必要なだけけど、そういった負担ができない。そういった人は、この中には、数字としては、入っていないんじゃないかと思う

んですが、佐用町の実態としては、そこらへんは、役場はつかんでおられますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 待機者が、172 人ですよ。その内、在宅で、自宅でおられる方は、61 ですよ。61 人。で、今、議員が心配されておる、他のね、高額な入院生活されておる、そこで待っておられる方は、111 人です。172 人が、全部入院患者ということじゃないです。ちょっと、そういうふうに、今、取ったんですけども。
在宅は、62 人です。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、入りたいけれども、経済的な面で、その、入れない状況の人というのは、この待機者数の中の、172 人にも入っているというふうに理解したらいいんですか。その、在宅で 61 人。それ以外で、111 人という分け方の報告があったんですけれど。特養に入りたいんですという、申請をした方という数字なのか、それとも、先ほど言ったように、まあ、全ての高齢者に、高齢になって、そういう状態になった時に、受け入れてもらえる、居場所がない高齢者は、まあ、待機者とはカウントしてないんでしょうか。そこらへんが、調査の方法も、いろいろあると思うんですけど、どうなのか。全く、172 人全部それで、高齢者の実態が把握されているということなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） すいません。私の答えが悪かったようで、県下一斉に、県の調査に同時並行して、佐用町も協力したということですんで、調査の仕方はですね、僕は、十分には、理解しておりませんが、概ねですね、佐用町内では、172 人の方、概ね、これで合ってるというふうに、僕は理解してます。
いろんなケアマネとかね、いろんな情報の中で、人数把握してますから。172 人というのは、ほぼ近似値だというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 平岡議員、あと 3 分です。

17 番（平岡きぬゑ君） 3 分。はい。

まあ、皆、年いっていくわけですが、所得の関係も、ちょっと聞き漏らしていた面があるんですけど、全国的な数字としては、その、高齢化率が、ドンドンこう、上がって来ている中で、住民税の非課税の人というのが、高齢者の内の約 6 割を占める。これは、全国的な数字ですから、佐用町に一概に当てはまらないかもしれませんが、その、介護が、

そういう方が、介護が必要になってくると、生活する場、そのものが、なくなるというのが、今の、先ほどの、支払能力がなければ、特養にも入れないし、入院しても、直ぐに退院を求められるし、そういう下で実態としては、数の上では少ないかもしれませんが、そういう実態があるというのが、全国的な傾向です。

ですから、佐用町において、その、お年寄りの実態を把握していくということは、その法律の、老人福祉法に基づいて、適切な支援を求めている、それに沿って、安心して住めるように、そういうような町にしていくことが、私は、必要だということを述べて、質問、終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

続いて、6番、松尾文雄君の発言を許可します。松尾君。

〔6番 松尾文雄君 登壇〕

6番（松尾文雄君） それでは、地域公共交通機関の利用促進の、その後について、お伺いしたいと思います。

昨年12月の定例会にも地域交通機関の利用促進について、一般質問を行っています。その時の答弁としましては、まず、姫新線につきましては、パーク＆ライドの推進、職員を中心とした通勤で利用できる、出来る限りの定期券の購入、出張の時に往復切符の購入等を進めていきたいとの答弁がありました。

そこで、以下の点について、伺ってきたいと思います。

まず、1番目に、各地区で整備された駐車場の利用状況はどうなってますか。

また、定期券並びに切符等の購入について、どのようになっていますか。

また、3点目としまして、コミュニティバスの運行、並びに利用状況、また、地域づくり協議会で運行されているバスの運行利用状況は。

4点目としましては、地域交通全般にかかる部分であります、さよさよサービス、タクシー助成、スクールバスの混乗化等の運行と利用状況について、お伺いしたいと思います。

大きく2点目につきましては、教育環境の整備についてお伺いしたいと思います。今年、8月25日に、総務常任委員会で利神小学校、上津中学校の2校を視察しました。

利神小学校では、文部科学省より外国語の教育のモデル校として、2年間の指定を受け、小学校5年生、6年生が週1時間の外国語活動をされていました。

また、上津中学校では、狭いグラウンドでクラブ活動に頑張っている生徒の姿を拝見し、また、太陽光発電の設備の設置などを視察しました。

そこで以下の点について、伺います。

今回、利神小学校が文部科学省より、外国語教育のモデル校の指定を受けていますが、これまで、モデル校の指定を受けた、学校と内容についてお伺いします。

また、モデル校の指定期間が終了後、どの様にされていますか。

今後、モデル校の指定並びに指定期間の終了後の取り組みについて伺いたいと思います。

4番目に、上津中学校のグラウンドが非常に狭く、教育上、問題があるのではないかと。その点について伺います。

また、年々、子ども達が少なくなり、学校運営について、大きく問題になるかと思います。このような中で、今後、どのような見解をされているか伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） それでは、松尾議員から２点についてのご質問を受けておりますけれども、後の、教育環境の整備につきましては、教育長の方から、答弁をしていただきます。

それでは、最初に、私の方からは、公共交通機関の利用促進のその後についてということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、駐車場の利用状況についてでございますが、平成 21 年度に三日月駅前に 10 台分、播磨徳久駅前に 17 台分の駐車場を整備し、上月駅では支所の駐車場の一部を鉄道利用者のための駐車場として、本年 3 月のダイヤ改正時から、それぞれ無料開放をしております。それぞれの駐車場の現在の利用状況は、既存の駐車場も含めると、三日月駅駐車場で 1 日 12、3 台、播磨徳久駅の駐車場及び佐用駅の駅南公園駐車場では、それぞれ約 20 台、上月駅駐車場で 3、4 台となっております。佐用駅南公園駐車場は満車に近い状況でございますが、他の駐車場には、まだまだ余裕がございます。

次に、定期券並びに切符等の購入状況についてのご質問でございますが、答弁の前提として姫新線の利用状況を JR から提供された利用者数の状況を、まずご報告をいたします。本年 3 月のダイヤ改正以降、4 月から 7 月の播磨高岡駅から上月駅間の利用者数は、対前年比 5.5 パーセント増加をいたしております。佐用町内の 4 駅では、合計で約 1 割の増加をいたしております。この結果は、輸送改善事業をはじめ、駅前駐車場整備、県及び沿線市町で構成する姫新線利用促進・活性化同盟会による利用促進活動により一定の成果が上がっているものと考えられます。同盟会では、引き続き利用促進活動を行っておりまして、直近では、10 月 2 日に佐用駅から豊福まで約 300 人を募集する栗ひろいハイキングを実施する予定でございます。

職員に対する鉄道での通勤の啓発の結果、現在では 6 名の者が定期券を購入し通勤をいたしております。また、自家用車による通勤が支障になる時などに鉄道を利用する職員も増えてきておるものと思います。町では出張時の姫新線の利用と往復きっぷの購入など、利用実績に反映できる切符の購入方法を啓発をしております。私自身も神戸などへのお出張時には、時間の余裕がある時には、姫新線を利用するように努めております。しかし、現在の増便ダイヤを維持させるための年間乗車目標 300 万人を達成するためには、更に 15 パーセントもの利用者数を増加させなければなりませんので、町民の皆さんや議員各位におかれましても、積極的なご利用を、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、コミュニティバスの運行並びに利用状況、また、地域づくり協議会での運行、利用状況についてでございますが、コミュニティバスは、4 月以降、佐用船越間において路線バス休止代替として 1 日 3 往復運行しております。利用状況は、1 日平均 16.4 人、1 便平均 2.7 人であり、月により利用者数に若干の変動はありますが、概ね平均的に推移をいたしております。昨年 10 月より、三日月駅播磨科学公園都市間を 1 日 3 往復で実証運行をいたしております路線バスの利用状況は、3 月までは 1 日平均 5.2 人、1 便平均が 0.9 人と非常に低調でありましたが、本年 4 月以降は県立大付属中学、高校生の生徒の利用が増えたため、現在では、1 日平均 12 名、1 便平均 2 名弱と増加をいたしております。これらの 2 路線につきましては、先月末に開催をした地域公共交通対策協議会において、これまでの財政負担及び今後の財政運営等を勘案し、算出した具体の数値目標を、船越便で 1 便 4 人、テクノ線で 1 便 3 人と定め、利用促進に努めていくことを決定いたしておりますので、鉄道と同様、町民の皆様、それぞれまた、議員各位にもご理解とご利用のほどを、よろしくお願いをいたします。

なお、協議会では、来年の秋以降に乗車実績等を踏まえて、現在行っております実証運行の評価及び見直しを行ない、本格運行に向けた協議を行うことといたしております。

江川地域づくり協議会は、平成 18 年から地域交通問題に積極的に取り組まれて、アンケート調査を行うなど長年議論を重ねられた結果、この 10 月 1 日より実証運行を行うことを決定をされました。これは、平成 21 年 3 月に策定した地域公共交通総合連携計画に定める市町村運営有償運送事業の地域への運行委託制度に基づくものであり、平成 24 年 3 月までの 1 年半、実証運行を行うものであります。運行形態は、さよさよサービスと同様に電話予約によるデマンド方式により、月曜日から金曜日の毎日運行を行い、車両は町有車を無償で貸し出し、運営経費として、必要経費から運賃収入を差し引いた差額を町から委託料として支払う予定でございます。当面の間、実証運行を応援し、見守って参りたいというふうに考えております。

最後に、地域交通全般の利用状況でございますが、昨年、21 年度実績で見ますと、さよさよサービスは、年間の全利用者数は 1 万 3,369 人で、また、タクシー運賃の助成事業の利用者は、1 万 9,756 人、共に 8 月の利用者は災害の関係で大きく減少いたしておりますが、年間では、タクシー利用者は、対前年に比べて増加をしており、さよさよサービス利用者は、やや減少をいたしております。

また、スクールバスの混乗につきましては、江川線で 5 人の方が登録をされておりますが、実際の利用は、ほとんど、ございません。

以上で、交通問題に対する答弁を終わらせていただきまして、後、教育長の方から、教育環境の整備についての答弁をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、松尾議員からのご質問の教育環境の整備について、お答えさせていただきます。

まず、これまでのモデル校の指定を受けた学校と内容ということですが、最近には、文部科学省指定で、平成 15 年度に理科教育を江川小学校で。平成 15、16 年度に、少人数授業などきめ細かな指導と選択履修幅の拡大の推進、三日月小学校で。平成 17 年、18 年度と伝え合う力を養う調査研究ということで上月中学校で。21 年度、22 年度と道徳教育を佐用小学校で。県指定では、平成 24 年度に、小学校体育研究会を上月小学校で受ける予定となっております。その他、西播磨地区の教育研究協議会の指定など定期的な指定が数事業あり、また、町教育委員会の指定研究は毎年 15 事業持っております。内容は、中学・高等学校連携教育研究会、総合的な学習、防災、環境、情報、国際理解、自然科学、基礎学力、少人数指導、体験活動、外国語、小・中連携など、町内全校が何らかの指定研究を受けて、学習方法の工夫、改善を図り、児童生徒の学習意欲向上、学力向上に努めているところであります。

指定を受けますと、いろいろな研究方法がありますが、例えば、議員おっしゃいました、利神小学校の外国語活動モデル事業では、これは、先ほど、文部科学省の指定と、議員おっしゃいましたけれども、町指定の研究事業であります。で、21 年、22 年と、2 年にわたっております。この事業につきましては、小学校の新学習指導要領が、23 年度、完全実施になるのを受けて、先ほど言いました、2 年継続で研究指定をしておるものです。これは、佐用町内でも、先進的な取り組みとしてやって欲しいと、こういう思いであります。大学の教授からの指導を受けるなど、研究実践を積みながら、年 1 回、町内外に研究成果を発表する。更には、普段の年間計画に挙げております P T A の参観日とか、そういうところにも、研究の成果を発表すると。そういうことを行っているところです。

更には、教職員の研究としましては、町内の各小学校の５年生、６年生の担任、更には、中学校の英語教諭、ＡＬＴ、そういうものも一同に会して、これからの進め方の研究を図ると。こういうこともしております。

指定終了後におきましては、成果や課題を整理して、授業の工夫改善に活かしていくのが実状であります。指定が終われば指定に伴う助成金は無くなりますので、今まで、迎えていた講師等を招くことが、なかなかできなくなります。モデル校は指定を契機に、その学校の教職員の資質の向上と児童生徒の学力向上につながっていくものと確信しているところです。

次に、上津中学校のグラウンドについてですけれども、グラウンド面積は、学校建設以来のままであります。生徒の多かった時代には、あのグラウンドで、部活動、野球、それからバレーボールも、当時は、外でやっておりました。ソフトボール、テニスも行われておりました。ご指摘のとおり、体育の授業では、サッカーコートが一面しか確保できない。また、ゴールも少年用を使用しています。現在では、野球も気を付けて練習しておりますが、校舎の窓ガラスを破損したり、隣家の屋根を破損する可能性もあります。

ただ、学校のグラウンドで部活ができるのが本来の姿であります。しかしながら、上津中学校では、若あゆランドが建設された当時から、若あゆランドの球場とテニスコートを無償で使用させていただき、学校のグラウンドと併用して使っているのが、現状であります。

最後に、子ども達が少なくなる中、学校運営についての見解とのご質問でございますが、現在、複式学級編成を導入している学校は３校あり、学校の創意工夫と保護者や地域の協力のもとに、地域に根ざした教育が行われています。より豊かな人間性や社会性を培うためには、一定以上の規模が望まれるところです。

小規模校では、少人数のために登下校の安全確保が非常に困難な状況でもありますし、集団活動の更なる活性化の問題、また、人間関係の固定化なども見られます。更には、意見の多様性や、クラブ活動や部活動の制限なども深刻な課題と捉えております。また学習面では、あっ、ごめんなさい。指導面では、教科担任制の中学校におきましては、教員が専門外の教科を担当することもあります。しかし、この専門外の教科を担当する場合には、県教委の許可が必要であります。許可を受けてやっております。また、１学年１学級では、１学年、ある教科によっては、１年生から３年生まで通して１人の先生が、指導していかなければならない。例えば、国語科であれば、１年生、２年生、３年生の、全ての授業を担当すると、こういうことになります。そういう中で、共同研究が、十分に行われないうということも起きてきます。教員相互の連携や切磋琢磨できる十分な環境とは言えないと考えています。また、学校の規模に関係なく取り組むべき校務事務や管理業務、そういうものがあります。教職員の負担が増加することにもつながります。

その他、教員の出張、研修等の出席が、学校行事だとか、そういうことで、調整が困難なことも生じて参ります。また、子ども一人当たりにかかる経費、これも増大するでしょう。ＰＴＡ活動等におきましても、保護者の負担が増えることなどが想定され、徐々に、現実近づいて来ていると考えております。

先般、議会の議決をいただき、本年６月から、教育基本方針の作成に着手しておりますが、その中におきましても、今後の教育環境のあり方につきまして協議されることとなります。議員ご質問の教育環境の整備についても方向が示されることになると考えております。こういう中で、教育委員会といたしましても、その方針に基づいて、積極的に、前向きに取り組んで参りたいと、このように考えているところです。

以上、松尾議員のご質問の答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、松尾文雄君。

6 番（松尾文雄君） それでは、地域交通の利用促進のその後についてということで、まず、そちらの方から、聞いていきたいと思います。

まず、駐車場が、無料化で整備されてます。非常にこう、ありがたいなということで、そういったお陰もあって、佐用町内では、約 10 パーセントぐらいの利用促進ができたかなというふうに思うわけですが、ただ、駐車場の整備が、確かにできたんですけども、非常に、もうできたかどうか、ちょっと、ここ最近では、確認してないんですけども、ただあの、非常にこう、防犯の部分でね、ちょっと不足している、防犯灯の件がどうなっているかな。おいおいに整備するとは聞いているわけですが、もう十分できたかどうか、ちょっとここ、近にこう、確認してないもんですけども、そういったことが、十分できたかどうか、まず伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 防犯灯と言いますか、街路灯、まあ、駐車場のですね、照明につきましても、今、災害時の安全なんかも含めてですね、町内の街路灯、防犯灯の整備なんかに ついても、今、取り組んでおります。まあ、その中で、三日月の駐車場等において、また、上月の役場の前、駐車場ですね、今、ある所もあるんですけども、非常時等の、そういう照明確保含めてです。のためにもですね、蓄電池式の太陽光発電の、太陽光パネルをつけたですね、防犯灯の整備。これも、国の経済対策にかかわる事業が繰り越しで考えております。それを整備する予定にしておりますので、まだ、工事が、今、計画中でありまして、近々に、着手したいというふうに考えております。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） とりあえず、駐車場、今現在、非常に暗いという部分がありますんで、近々に設置されるということなんで、よろしくお願いします。

また、定期券並びに切符の状況ということで、先ほども言われましたように、非常にこう、1 割の増というふうな状況があるというふうに言われてます。

また、先般、総務常任委員会で、長野県の木曽福島に、いわゆる地域交通の研修ということで行って参りました。その時に、その、木曽福島におきましては、やはり利用促進というのを、非常に大切であるということで、まず、職員が月に 1 度ぐらいノーマイカーデーということで、乗車しているというふうな状況をしていらっしゃる。毎日ならばいいんですけども、なかなかそうは、いかないという部分があるということで、その状況については、この佐用町においても、一緒かと思いますが、まず、そういった利用促進、いわゆる 300 万人の利用者をするということが、当面の目標になってます。そういった目標を達成するために、今、言いますノーマイカーデーというのを、考えるという案と

しては、いかがなものでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、一応、目標として 300 万人、なかなか厳しい、数字なんですけれども、まあ、そのための、まあ、いろんな努力をしていかなければならないと思います。

ただ、一方でですね、その非常にまあ、無理をして、まあ、1 日 2 日だけ乗るというようなことでは、また、続くわけではない、その継続性がありません。特に、役場職員も、いろいろと、その今、利用について、協力をして努力をしておりますけれども、まあ、佐用町の職員の実態、交通機関がですね、それぞれ十分に、あるわけではありませんので、仕事に、支障が、大きく出るということは、非常に困りますし、近くの職員、また、利用できる職員はね、そういう形での利用に、努めておりますけれども、全て、その、職員、交通機関のない職員がですね、ノーマイカーという、車を使わないということで、自転車なりというわけには、なかなかいかないという点も、それは、ご理解をいただけたと思います。

まあ、できるだけの利用促進に向けて、それぞれが努力をしまいたいということで、ご理解いただきたいと思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） まず、佐用町の置かれている、今言う、交通機関というのは、非常に便利がいいわけですね。いわゆる姫新線、また、智頭線、それぞれ走ってます。いわゆる、各機関を結ぶ基幹路線というのは、姫新線とか智頭線でちゃんとあるわけですから、その機関のポイントになる、いわゆる、それぞれの駅。駅から、佐用まで来るといようなことは、十分できるかと思いますね。やはり、あの、先般も研修に行っていました木曾福島は、そういった機関すらないということで、いわゆる民間のバス会社に、バス会社やタクシー会社をお願いし、その機関もする。巡回バスもするといような、非常に経費のかかることをしておりますけれども、非常にこう利用度が上がってます。それは、やはり、住民のサービスをする職員が、とりあえず、そういったノーマイカーデーで、いわゆる地元が走らせている、町営で走らせている車、バスに乗ろうというふうなことをしてます。

それが、ただ単に、利用だけじゃなくて、その時に話聞いたんには、やはり、いろんな産業に影響しているということなんですね。いわゆる、帰りの時間に余裕があるということになれば、近隣の商店に立ち寄って買い物したりとか、経済効果が、その、バスに乗るだけじゃなしに、いろんな部分でプラス効果がありますよと言われてます。

ただ、そういったことを、毎日続けるのは、非常に無理です。いう部分があります。当然、佐用町においてもそうですけれども、そういった形で、姫新線、また、智頭線、それを 1 つの基軸として考えれば、十分に、乗っていける部分かな。それで、まして、時間帯、それぞれの見ますと、十分に、朝の始業時間には間に合いますし、まあまあ、帰りの時間においては、若干待たないかん部分はあるかもしれませんが、月に 1 度ぐらひは、そういった運動をしていくというのも、1 つの方法かと思います。

まああの、やはり、このままでいきますと、いわゆる姫新線も、せっかく増便になり、

高速化も進んだというのが、実証期間が過ぎて、また、元に戻ったということでは困るわけですから、今のうちに、しっかり、そういった対策をするためには、まず、佐用町として、そういった運動をすることによって、姫新線沿線の市町にも影響してくるかと思いますが、今一度、そういった利用を考えた方がいいかと思いますけれども、再度伺います。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、3月からですね、実際にダイヤ改正されて、その後の利用者の増加等、かなり、約半年間の実績が出て来ました。その中で、佐用町内については、1割ぐらい。ただ、佐用以東のですね、新宮から竜野、この辺の伸びが少ない。全体としては、5パーセントぐらいのね、まだ伸びだということで、なかなかまあ、300万人には、到達できない。それで、更にどういうふうに、この利用促進を図っていくか。それぞれの市町においても、まあ、対策を考えております。佐用町におきましても、当然、今のままでいいというふうには思っておりませんし、どんな方法があるか。これも、今、企画防災課の方の担当の方ですね、検討して、まあ、そういう行事などある場合含めてですね、まあ月、言われるようなね、ノーマイカー言うても、完全に、その全ての職員が、そうすることは難しいか分かりませんが、まあ、できる職員は、そういう可能な職員は利用するというような日を設けるとかね、そういうことも考えていこうというふうに、今、担当課の方でもね、取り組んでおりますので、是非、議員の皆さん方も、まず一人ひとりが利用していただかなければできませんので、利用をお願いいたします。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） そうですね。職員だけじゃなしに、われわれ議員も、そういった格好でいくという部分がありますので、今後、考えていかれるということならば、それはそれで進めていっていただきたい。

また、いわゆる木曾福島では、1つのキャッチフレーズとして、乗って残そう、いかしていくというふうな部分で、そういうことで、町民が、全てが、乗ることによって、公共交通機関を残していく。いわゆる、バス、タクシーでも全てそうですけども、いわゆる姫新線、智頭線でもそうです。そういったことで、まず乗ることによって残せるということで、皆が、同じ方向向いて、そういう活動していかないと、実証期間が済んだ後に、大変なことになるかと思うので、そういった形で、いわゆる利用促進というものに、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

まず、その件に関しましては、終わりますけども、次に、いわゆるコミュニティバス、まあ、千種線があるわけですけども、まず、これ、全体的に、その1個1個、地域交通の部分を見るのではなくて、先ほども言いましたけども、基幹として、私が思うには、智頭線、姫新線というのは、基幹で、公共交通機関が走っているわけですから、まず、そこまでの、いわゆるバス、巡回バスで、駅まで送っていくというふうにすれば、両方が乗れるわけですね。コミュニティバスで、千種から佐用まで、直接、今現在、3便来ているわけですけども、それを、徳久の駅で乗り換えていただく。それで、佐用まで来ていただく。それ

で、佐用へ来れば、また、その佐用での巡回バスがあるとかね、そういうふうな一体化した考え方をしていく方がいいのかな。

まず、健康面でもそうですけども、最近、やはり歩くことが非常に少なくなってます。そういった中で、バスに乗って、それでまた、汽車に乗って来る。それで健康面から言っても、それはプラスになるんじゃないかな。それで、全ての利用が図れるというふうに思います。木曾福島の方では、そういった格好で、基幹基幹を結ぶ大型バス。その基幹のどこから巡回バス。その巡回バスで行かない所においては、いわゆるタクシーというふうなことで、いわゆる住民の足を確実に確保していくというふうなことをしています。非常にこう、佐用町の場合、サービスがいいわけで、まず戸口から戸口というふうな格好で、乗せていってもらえる。今言う、さよさよだったら 300 円でもう、常に、それが全部、まあ、例えば、三日月からだったら、300 円で佐用まで来てしまうという部分があるんですけれども、非常に確かに、それは便利ではありますけども、やはり、その三日月の駅まで送っていただいて、三日月の駅から姫新線で佐用へ来る。そういうふうな方向にしていけないと、いわゆる本当の公共交通というのは、守れなくなるのかな。

やはり、一度、いわゆる戸口から戸口まで送っていただけると、やはり、それが一番いいですから、その方向になってしまうというのがあるので、そうなれば、段々、段々こう、利用そのものが減っていく。それはもう、バスにしてもそうですよ。そういうことが、増えれば、増えるほど、バスの利用者が減って、いわゆる、そこでは事業できないということ、引き上げていったというふうなことになるかと思います。

できれば、そういった、姫新線とか、智頭線の、それぞれの駅というものを、もっと十分に活用する中で、コミュニティバス、さよさよサービス、全てが、もっと利用したらいいのかなというふうに思います。

まあ、お陰で、佐用の場合は、佐用町の場合、それぞれの駅の中に、直ぐタクシーもありますし、いろんな部分で、民間も行政も、一緒に大きく育っていくチャンスもあるかなと思います。

ただ、行政が、あまりこう、ストレートにこう、連れてきますと、そういった業者まで圧迫をするというふうな部分があるかと思いますが、確かに、今のサービスは、非常にいいです。いいですけども、なかなか、そればかりでは、他のものも育たないということがあるので、若干、そこらは、今後、考えていく必要があるかと思いますが、どのように思われてますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、今、議員、お話のようにですね、佐用町の今の地域交通、福祉サービスとしてのですね、外出支援事業なんかは、これは、本当に、まあ、全国的に見ればね、見ても、かなり充実した形で、行っていると思います。ですから、今、お話のように、まあ、便利すぎると言われるんかもしれませんが、ある意味では。しかし、そういう高齢者の皆さん方、利用されている方が、今のような形で、戸口から目的地までも、お送りできると。送って、乗れるという、そういう今の利用がですね、当然まあ、そういう、姫新線、または、智頭急行、そういう機関を利用してという形で、駅まで、また、それに乗って、また降りて、そこからまた、タクシーなりというような形でね、なると、非常にまあ、時間もかかりますし、経費もかかりますし、まあ、今までの利用者からすれば、非常に不便になったというふうに言われると思いますよね。なかなか、それは、理解がさ

れることではないと思います。

松尾議員が言われることは、1つのね、考え方としては、ある意味では、理想な部分もありますけども、佐用町ぐらいな人口の中ですね、やはり、私は、実態から見て、それぞれの、今、行っている交通機関、それぞれの方法をですね、住み分けをして行っていくという、まあ、利用者の利便性というものを、まず、確保するという。そのことが、やはり、大事なかなというふうに思います。

まあ、タクシーにおいても、やはりタクシー、事業としてですね、運営ができるように、その助成制度の中で、行っておりまして、現在の利用から見ていただいても、かなりのタクシー利用者も、利用もされております。

まあ、ただ、姫新線なりの、1つの目標であります、この乗客人員を増やすということだけの観点からすれば、そういうことによって、ある程度、効果は、当然上がるとは思いますが、しかし、そのために、今のような形態から変更するということはね、非常にこれは、現在の利用者から、大きな不満が出るというふうに私は思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、確かに、いわゆる高度なサービスを、もうしてしまっていますから、非常に難しい部分あるかと思いますが、これから、先々、いわゆる生活交通システムそのものを、しっかり守っていこうとすればね、今の内に何らかの対策しておかないと、将来的に、そういったサービスがいつまでもできるかいうて、非常に難しい問題がありますよね。いわゆる佐用町の高齢化率でもそうです。65歳以上の方が、いわゆる後10年もすれば、単純に限界集落と言われるのが半分近くになってしまうわけでしょう。当然、そういった今の状況を、ずっと維持していくというのは、非常にこう負担がかかってくるわけですし、今、さよさよサービスが2日に1回という状況になってますけども、当然、毎日やっていかなあかんようになる。今の姫新線、智頭線とかいうものを利用することによって、それぞれの駅から毎日運行ができるわけでしょう。今の台数で。いわゆる佐用に1台、南光に1台、三日月に1台、上月に1台、それぞれあれば。今、あの、さよさよサービス5台でしたかいね。それでまあ、江川もありますし、結局、6台。そういったものが、毎日運行ができるということになるわけですよ。逆に、使い勝手は、良くなるかもしれせんね。

確かに、戸口から目的とする所まで、ストレートに行くっていうて、一番いいです。それが、長い目で、できれば、それは、それでいいんですけども、やはり将来的なことを考えていけば、やはり、どっかで、そういったことを、しっかり考えていかないかなのかなというふうに思います。

この、おそらく、さよさよサービスにしたって、毎日運行ということ、そういうふうに推進している議員もいらっしゃいますし、そういうことは、ドンドン、ドンドンこう、エスカレートしてくる。していかななくてはいけなくなってくるというふうな部分があります。

ですから、まず、それぞれの最寄の駅に、1台ずつ置いておけば、まず毎日運行でも、それは、それでできるんかなというふうな思いもあります。確かに、サービスを低下するのは、あまり良くないですよ。けども、それは、1つの方法として、一度考えてみて、どういう状況になるかというのは、やはり、シュミレーションしてみる必要があるんかな。今後、長い目で考えて、そういったところ、どういうふうにするかというのは、考える必要があるかと思いますが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵迢典章君） まあ、その姫新線なり智頭急行、智頭線、そういうものをね、町の交通機関の1つの幹線として、それをつないでいくというね、交通体系、そういうことが、実際に、しっかりとできれば、一番理想だと思いますけども、今の、そのただ、姫新線にしても、智頭急行にしても、智頭線にしてもですね、その駅から、またそれぞれ、その地域、集落へ、相当まあ、距離があります。どうするか。その間を、例えば、今のさよさよサービスで、またつないでいくと。そうすると、また、降りた所で、また、次、その同じように、その方を、それに乗せて、また送っていかなきゃいけない。逆に、倍の台数があるという結果にもなりかねない。なるというふうにも思いますし、ただまあ、今後、今、議員お話のように、ますます、高齢化社会と言われる、その皆、車も運転できないような方が多い、増える時代になってきます。そういう中で、いかに地域で、皆さんが、生活を維持できる、そのための交通機関をですね、確保するか、これは財政的にもですね、お話のように、これを全て将来とも維持できるということは、保障がありません。

また、ドンドン、サービスを向上させていこうと、充実させていこうとすれば、当然また、それには、経費がかかります。これはもう、全体の予算の財源のバランスの中で、考えていかなければならないというわけですが、そういうことを、ある程度、今から見越して、まあ、ご質問にもありました、地域交通の中でですね、まあ、江川地区の皆さん方は、今の段階では、町の助成なり、町からの委託でやると、実施するということですが、やはり、将来の目標を、根本的には、地域の中で、そういう運行をしていこうと。地域の交通を維持していこうという、そういう取り組みでもあるわけです。

まあ、こういうことをね、やはり皆さん方、地域と共に、今後、町の財政状況も、よくご理解いただき、将来に対しての、やっぱし状況がどういうふうになっていくだろうなということも想定をしていただきながらですね、今から、考えて、一緒に考えていただくことが大事なかなというふうに思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 松尾君。

6番（松尾文雄君） まず、基本的に、住民の交通手段というのは、やはり行政が責任持って確保するものと、私は思っています。いわゆる地域づくり協議会でお願いするというふうなものじゃない。基本的に行政が責任持ってやる。責任ある仕事をするというのが、基本的な考え方だと思います。

まして今、13の地域づくり協議会があるわけで、そこの地域づくり協議会、それぞれが同じようなことになれば、また、それも行政の負担が大変になる。まあ、地域づくり協議会に自主的に任せているというんじゃない、やはり、やるとすれば、行政が責任持ってやるべきというふうに、私自身思ってます。

まあ、そういった中で、なかなか、今後、その、住民の交通手段というのをやる上で、非常に費用が掛かるというところがありますんで、このことばかり、あまり時間取るわけにいきませんけども、生活の交通システムというのは、今一度、しっかり考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それでは、続きまして、2番目の、いわゆる教育環境という部分で、いきたいと思います。

まず、非常に、各それぞれ小学校、中学校、いろいろこう、指定校受ける中で、授業を行っているわけですが、まあ、今回、英語教育ということで、利神小学校が行ってします。そういった後の部分ですね、いわゆる、その終了後、いわゆる中学校でも、ALTというふうな授業の中、一貫した授業になっていくかと思います。これを、どのように活かすかということを、委員会として、どういうふうに考えられていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、ご答弁させていただきましたように、3年ほど前からですね、ALTを2名配置していただきまして、小学校にも外国語活動が導入されるという準備をしていただきました。そういう中で、利神小学校が指定研究にしたということは、小学校と中学校の連携によって、小学校段階では、どこまで、その外国語活動を進めたいのか。あまりこう、教科的なところへ行きますと、中学校段階で、非常にまあ、難しい面も考えられると。そういうことで、今現在進めておるわけですが、これからも、小学校に英語教育、外国語活動が導入されますので、小学校、中学校と定期的に、その外国語についての研究を進めていって、それぞれが、小中の連携と、また、小学校10校が、同一歩調でいけるような体制づくり、そういうものを進めていきたい。このように考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まず、そういった形で、ドンドン、外国語教育というものを進めていくというの、やはり、今の時代の流れとしては、当然必要なと思います。

ただ、その後の問題ですね。いわゆる小学校、中学校、いわゆる一貫した中で、外国語教育を進めていくという部分があるわけですが、ただ、あの、宍粟の方では、やはり夏休みというものを利用した、いわゆる夏休みの留学、まあ、1週間ないし10日ですから、留学いうほどのものではないですけども、そういったことをやっております。そういった考え方っていうのは、これは、行政の方かもしれませんけども、基本的な考え方として、そういうふうな活かし方ということを、考えておられるのか、おられないのか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現段階では、具体的に、そういうことは、考えておりません。

しかしながら、国際社会と言いますか、そういうことですので、いろんな近隣の教育委員会関係で、そういう交流事業も進めておられると認識しておりますので、そういうことも、こちらも研究しながらですね、今後の方向を考えていきたいなど、そのように考えておるところです。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） まず、将来的には、やはりそういった方向性がある方がいいのかな。やはり、子ども達も、目標ができると言うんですか、そういった部分もあります。また、行政だけでは、そういったことが、なかなか、非常に経費が掛かりますので、行政だけで、全てお願いするんじゃなしに、やはり、そういった、いわゆる交流事業に対して、支援する団体もあります。そういったとこどうまく歩調を合わせることによって、夏休みの1週間から10日ぐらいを利用したホームステイというようなことができるのかなというふうに思います。

まあ、今後、そういったことを考えていただくというのが、やはり、一貫した教育の中での流れかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、まず、非常にびっくりしたのが、上津中学校のグラウンドの非常に、狭さですね。長年まあ、回答にもあったんですけども、答弁書にもあったんですけども、長年、そういった形で来られたという部分があります。

しかしながら、子ども達にとって、非常によくないのかな。いわゆる生徒数の少ないという部分もありますし、その中で、クラブ活動の選択枠も非常にない。いわゆる今、聞いてみますと、野球とテニスぐらいしか選べないとか、何か2つぐらいしかないというふうな状況があるわけですけども、まあ、年々、子ども達が、ドンドン少なくなるわけですけども、やはり、大人の責務として、やはり教育環境というのは、やっぱり整える必要があるのかな。やはり、子ども達に、クラブ活動の選択ができるような学校をつくる必要があるのかなというふうに思います。

また、先般でも、そういった話を聞く中で、いわゆる好きな運動言うんですか、クラブができないということで、有能な子どもが、この佐用町から他の学校に通うというふうな話を聞いてます。そういったことが、あったんでは、せっかくそういった、子どもがおりながら、十分な教育環境がないためにできないというのは、残念に思います。今後、教育委員会として、学校の施設全般ですね、まあ、いわゆる人口も非常に少なくなっております。子ども達も少なくなっております。

まあ、この前回、いただきました、評価報告書の中で、いわゆる適正規模校の検討ということが謳われてます。23年1月に、作業開始というふうな格好になっておりますけども、やはり、こういったことは、1日も早く進めることが、教育環境の整備につながるかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、最後の方に、ご答弁させていただきましたように、今、佐用町の教育の基本方針と、これを作成しておる段階であります。その中で、議員おっしゃいました適正規模につきましても、当然、協議をしなければならないと考えております。

まあ、教育行政を携わっております私も、そういう前向きで、検討していきたいと思っておりますので、議員各位におきましても、そういう目で、今後、どうぞよろしくお願いいたしますと考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） 今言いましたようにね、確かに、各地域で、その学校が、その、なくなるとかで、非常に寂しい部分あります。確かに。しかしながら、これは、われわれ大人の責任として、子ども達に、教育環境づくりというの、しっかりやっついていかないかなのかな。まず、自分たちが、子どもの時に、どうだったかと言いますと、1 学年で、3 クラスから 4 クラスあったというふうな状況を、いろんなところで、私より年配の方々が、いろんな話してくれると、そういった話を聞くわけですけども、まあまあ、先般の運動会でもそうですね。非常にこう、寂しい運動会になるという。やはり、これは、逆に、地域が寂しくなると言いながら、やはり子ども達には、しっかりとした教育環境をつくるということになれば、ある程度こう、統合というものを、今から考えていく。いわゆる適正化校というものをつくっていくということを、やはり、今の内に提案して、いきなりできませんからね。合併特例法がある、後残り 5 年間ですから、この 5 年間の間に、そういった方向付けを、きちっと出す必要があるかと思います。

まあ、今後、そういった部分で、来年 3 月には、いわゆる、1 月ですか。作業を開始というふうになってますんで、適正校というものを、きちっと検討していただいて、今後の子ども達が、本当にこう、教育環境が、十分整うんやな、ことを考えていく必要があるのかな。

まず、あの、正直言いまして、都会と田舎との差がないのが、教育だろうと思います。そういった部分で、まず教育委員会ばかりに任すんじゃありませんけども、やはり、しっかりとした教育するためには、費用を惜しむことなく、なお且つ、地域の住民も、そういった部分で、環境づくりをしていくということで出す。お互いが努力していかないとできないと思いますので、今後の、そういった適正化校の検討に期待しまして、以上で、終わりたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、松尾文雄君の発言は、終わりました。
ここで暫時休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩をいたします。
再開を、15 時 15 分。3 時 15 分としたいと思いますので、よろしくお願いします。

午後 02 時 56 分 休憩

午後 03 時 14 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、休憩を解き、会議を続行いたします。
続いて、8 番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。笹田君。

〔8 番 笹田鈴香君 登壇〕

8 番（笹田鈴香君） 日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、1、住民説明抜きの大量防犯灯設置工事は問題。そして、2番目に、獣害にどう歯止めをかけ、今後の対策をどうするのか、この2点を質問させていただきます。

まず1点目ですが、部活で遅くなった高校生や、また、夜の会合に歩いて参加する人など、防犯灯は必要です。そして、災害の避難時など、安全安心を考えると一箇所でも多くある方が良いと思います。そういった意味では、今回の防犯灯の設置工事は、大変良いことであると思います。今後も必要な場所には、ドンドン設置欲しいとさえ考えています。

ところが、今回の設置工事は、住民に説明がなかったということに問題があると思います。6月下旬頃ですが、4月下旬頃から、電柱に電灯みたいな物が取り付けられているけど、あれは何か。もう2カ月も過ぎているのに、なんで点灯しないのだ。そういう問い合わせがありました。町は設置などについて、自治会長などに連絡も説明もされていないようです。議会へは、昨年5月の連絡協議会で設置予定の報告と昨年6月補正予算で財源変更の説明があっただけで、詳細な説明はありません。特に、設置場所や設置方法、そういったことについても、一切説明はされておられません。

例えば、従来からのものは、蛍光灯ですが、今回設置されているのは、LEDになっています。また、設置場所も、既設のものから、100メートルも離れていない所に設置されているものもあります。そこで、お尋ねします。

- 1、その後の進捗状況はどうなっていますか。
 - 2、設置計画など、なぜ、明らかにされないのでしょうか。
- その中で、①、LEDに変更したのはいつですか。
- ②、自治会長さんなど、地元には、どう説明をされましたか。
 - ③、条例に基づく区分は明確になっていますか。
 - ④、旧三日月町に合わせてはどうでしょうか。全て防犯灯ということです。

3、業者との契約は、どうなっていますか。

- ①、契約内容は、どうなっているのか、説明を求めます。

次の②なんです、財務則としているんですが、財務規則に、規を挿入してください。

- ②、財務規則に照らしてはどうか。

次に、獣害にどう歯止めをかけ、今後の対策について、どう考えておられるのか、お尋ねします。

6月議会にも、獣害対策について、一般質問をしたところですが、その後、シカだけでなく、イノシシの出没が、異常と思えるほど増加しており、被害も増加。これでは、農業意欲がなくなるだけではなく、安心して住めないという人さえあります。一番効果が高いと言われている電気柵、その電気柵をしていても被害が出ています。県内のシカの駆除数は、2004年が1,600頭、2009年には、3,200頭と駆除数は増えてはいるんですが、それでも被害は減りません。増える一方です。被害額で言うと、西播磨で2005年は1億3,319万1,000円、2009年は1億5,575万9,000円です。ということです。

それで、お尋ねしますが、1、佐用町鳥獣被害防止計画は、どのように進んでいますか。特措法は3年間ですが、その後はどうなるのでしょうか。

- ①、対策協議会のその後の状況はどうなっていますか。
- ②、佐用町の被害実態、面積とか、被害額、どうなっていますか。
- ③、獣害防止柵事業の状況はどうなっていますか。

④、駆除後の処分方法は、決算資料には、猟友会に委託しているとなっていますが、活用方法など、町民などから募集してはどうですか。放送していたがという、ちょっと後の部分は、削除をお願いします。

2、わなの免許取得者も、この8月から駆除に使えるようになったと放送がありましたが、この詳細説明をお願いします。

3、被害防止するためには、頭数を減らすことですが、そのためには猟友会や狩猟免許取得者が活動しやすくなるよう検討をお願いします。

そのためにも、①、猟期の期間延長が2月15日から3月15日になりました。これは、これを、11月15日を1月早めて10月15日に変更を検討すべきだと、私は、思います。

②、1頭当たりの駆除の費用を引き上げるべきです。

③、担い手の養成を検討すべきです。

そして4番目には、昨年民主党政権に変わり、いわゆる事業仕分けによって予算を28億円から22億7,800万円にカットされました。16日の本会議で、佐用町議会として意見書を国に提出することを決めました。町としても国に財源の増額を要望することを強く求めて、この場からの質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からの防犯灯設置工事についてのご質問からお答えをさせていただきます。

防犯灯の設置につきましては、もう以前から自治会長の皆さん、また、地域の皆さんからですね、設置の要望を、かなりお受けしておりました。まあ、十分に、各町、旧町間でですね、バランスが取れてない所もありまして、防犯灯の設置ということは、当然、新町のいろんな事業の中においても、取り組んでいかなければならないということで、考えておりました。そういう中で、経済危機対策の臨時交付金が、交付されるということで、その交付金事業で、これまでの要望いただいている箇所、また、必要な箇所、そういう所に、この、一気にですね、防犯灯の設置を行っていこうということで、当初、300基設置の予定をしておりましたが、5月の自治会長会において、集落間に、まず必要な所に、足りない所にですね、設置する予定であることを説明をいたしております。

その後、事業実施、実施事業につきましては、合併推進体制整備事業にですね、財源の変更を行いました。まあ、これは、有利な事業として行っていくために、財源的に変更したわけで、補正の第2号で1,200万円の予算を計上して、議会のご承認をいただいて設置準備を進めたところであります。

8月の災害で遅れた関係で、防犯灯の設置予定箇所については、職員が現地調査を行い、町全体の設置のバランスを考慮しながら、設置場所については、決定をさせていただきました。今回の設置箇所は、集落と集落の間や、通学路などを中心に、まず必要と思われる箇所を選定して、設置をいたしております。

また、今回設置した防犯灯は、LED防犯灯にいたしました。特に、防犯灯を変更したわけではありません。技術的に、新しい良い物ができたものを選定したということでございます。この理由といたしましては、月々の電気代が安く、寿命が長く、紫外線を出しませんので稲作障害なども少なく、環境にやさしいこと、トータル的な維持管理経費の節減などを考慮して、新しい形で、今、照明が変わってきておりますけれども、当然、照明の、従来の蛍光灯ではないLEDに決定をしたということでございます。

工事の発注に当たっては、町内一括発注ではなく、旧町単位で発注をいたしました。業者の選定に当たりましては、現在維持管理を依頼している業者及び商工会加入業者の方から、それぞれの地域で3名以上になるように選定し、見積り入札で業者決定を行っております。契約内容は、器具の設置、関西電力への受電申請手続きで、工期は平成22年2月13日から22年3月30日までであります。財務規則上も、何ら問題はないと思います。

また、今年度に、緊急雇用就業機会創出基金補助事業で2名の臨時職員を雇用し、防犯灯の台帳整備を実施しているところであります。現在、町内の全ての防犯灯、街路灯の現地確認調査が終わり、これから台帳整備と防犯灯、街路灯の区分の確認作業を行って参ります。

ご質問にあるように、全て防犯灯の扱いはできませんが、この調査で区分を明確にして、今までと同様に集落内のものにつきましては、街路灯として、また、自治会の管理をお願いをしていきたいと考えております。

次に、獣害にどう歯止めをかけ、今後の対策をどうするのかということでございますが、まあ、この問題は、もう毎回のようにご質問をいただいております。笹田議員からも、6月議会でもご質問をいただき、答弁をさせていただきましたように、本町におきましては、イノシシやサル、また、特にシカの個体数増加による農林業被害や森林の下層植生の食害が深刻化している状況であり、生態系や自然災害への影響も懸念をいたしており、また、自動車との接触事故なども増加して、人身被害も心配をされるところであります。

昨年設立いたしました佐用町鳥獣害防止対策協議会で、水稻収穫後のヒコバエや真冬の緑草帯など、シカの誘引物が、集落内に豊富に存在する農作業体系や生活習慣の改善、整備された防護柵や電気柵の維持管理体制の構築、捕獲体制の住民と猟友会の連携等を具体的な取り組みとして議論をしていただき、その中で、シカ大量捕獲方式のモデル導入、箱わな捕獲の導入、特別捕獲班の編成、農作業体系の実証、県及び西播磨シカ対策連絡会議との、より一層の連携等に取り組んでいるところでございます。

被害については、把握している数値は、県における推計で約、昨年度40ヘクタール、被害額概算4,800万円ということになっております。防護柵についても、災害以後、各集落において要望が増大をしており、現在設置延長は、21年度、22年8月末現在で、約110キロに及んでおります。

また、捕獲後の処分については捕獲者に依頼をしており、捕獲活動についての、住民への安全確保と協力依頼の放送はいたしましたがシカ肉の活用放送はいたしておりません。現状では、需要の拡大が難しいために公募等は考えておりません。

わな捕獲については、安全捕獲対策として、猟友会の捕獲班による共同捕獲活動を条件に、8月中旬より許可をいたしました。有害獣の捕獲わなの使用については、班活動、猟具の表示、見廻り、捕獲禁止動物の捕獲防止、原則1人1基等の条件で猟友会と協議をいたしております。

狩猟期間については、6月議会の岡本議員のご質問にもお答えさせていただいたように、狩猟期間以外は、有害鳥獣捕獲活動で対応が出来ると考えておりますので、延長は考えておりませんが、県においても有害鳥獣捕獲緊急対策として猟期も含め検討をされているというふうに聞いております。

また、猟友会員への捕獲補助については、現在、必ずしも引き上げたからといって捕獲頭数が急激に増えるものでもなく、後継者の育成とともに、捕獲頭数の増加に向け捕獲のあり方も含め猟友会と検討をしているところでありますが、有害鳥獣対策は、被害防止や捕獲から処理・処分までにおいて多額の費用を必要といたしますので、引き続き県や国に対して、財政の支援を要望をしていきたいというふうに考えております。

以上、笹田議員からのご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君）

はい、再質問、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） はい、笹田です。再質問をさせていただきます。

まず、防犯灯の関係ですけども、進捗状況も言われたんですけども、まず、設置の計画ですね。5月に自治会長に説明をされたと言われたんですけども、では、今回の設置で、自治会長は、いつ付いたか知らない。いつというか、それが、いつ決まったのか分からないとかね。それから、何が付いとんだらう。あそこに電気みたいやけども、電気は点かない。2カ月ぐらい、もうずっと点いていない。で、それが、21年度の自治会長さんも言われるし、22年度の自治会長さんも言われるんですが、なぜ、まず自治会長さん等に相談。相談と言うか説明をされなかったのか、そのへんを、もう少し詳しくご説明をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自治会長会で、まず昨年、説明をさせていただいてます。しかし、私自身には、また、町の担当者の方にもですね、自治会長の方から、今、お話のような、知らない。どうなっているんだというような問い合わせはなかったと思います。私は、聞いておりませんし、逆にまあ、付いて、明るくなって良かったと。非常に今まで、長くできてなかった所がですね、できたということで、そういう声は、聞かせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 喜ばれているのは、私も喜んでます。怒っているわけじゃないんで、本当に付いたことは、いいと、大変喜んでおります。

なぜかと言うと、自治会長さんも悪く言うわけじゃない。悪く言うか、なぜ、そう言われるかと言うと、今までに、設置、たくさん、さっきも言われましたけども、要望をね、たくさんされていると思うんですが、たくさん要望をしたり、ここに付けて欲しいと言っても、なかなか付けてもらえなかったと。

例えば、ある集落ですけども、ある方の家の近くの、ここに付けて欲しいということをお願いしたのに、付けてもらえなくて、やっと、去年の夏に、夏だったかな、去年の、とにかく21年に付けてもらって、良かったなと思ったところに、今度、今年のね、6月頃、4月ですね、4月の終わりに、その横の電柱に付いたと。それでね、何で、こういうことをするんかと。電気が付いて、そりゃ、たくさん付いたら、明るいから、すごく嬉しいんやけども、しかし、もっと他にも付けて欲しいところがあるやろから、もっと上手に、バランスとって、何でできんのだろうという、そういう意見があったんです。それが、そこだけじゃなくて、他にも、そういう所があるんですよ。同じ所に付いているという。その辺が、まあ、その間隔で全部付ければ、もっと明るくて、すごくいいんやけども、他に、ここに付けて、また違う集落では、ここに付けて欲しいと思ってるけど、違う所に付いたとかね、そういうがあるので、なぜ、意見を、いつも何かの時には、直ぐ自治会長さんを通してとか、町の方は、言われるんですけども、今回、なぜ自治会長さんを通して説明をされ、説明はされてますけど、そういった、いざ付けるいう時にね、設置場所を決める時に、なぜされなかったのか。その理由をお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵迢典章君） これまでもですね、防犯灯については、各集落によって、かなり格差がありました。かなりね、熱心に防犯灯の設置を希望、要望書を持って来られるとこと、実際にまあ、そういうふうな要望は、なされていない所もあったわけです。特に、集落間。今回ですね、そういう所は、まあ、防犯灯としてですね、町も、この今、夜、ウォーキングのために歩いておられる方とかですね、また、子ども達が、通学なんかでも、冬場暗くなってからということで、これまでも、かなりまあ、そういう団体とかね、そういう利用者からも要望があったということで、今回、町としては、そういう財源、経済対策の、まず財源がありましたので、生まれましたので、それを利用して、これまでの要望に応えようということで、まず 300 基を予定して、実際には、330 基の設置を行いました。

ですから、これまでの要望をいただいた所なんかも考慮はしてやっているとは思いますが、でも、実際、一人ひとりの地域の要望を聞きますと、なかなか、その、その地域の実情の中で、かなり差が出てきますのでね、今回は、職員が、やはり全体を見て、今まで、非常に少ない所。必要、足らない所について、まず重点的、バランスを取って 300 基、まずは当初 300 基だったわけですが、そういう計画をしたということでもあります。

ただ、自治会長さんなんかにもお話しているんですけども、当然、これで終わりじゃないんですね。現在、この防犯灯、街路灯についてはですね、先ほど、答弁しましたように、調査を行って、その、きちっとした全ての台帳が、整備ができておりません。合併後。合併以前からの引継ぎですから、それを今回、新佐用町として台帳を整備して、そして、まあ、場所によってはね、防犯灯、街路灯、そういう区分についても、非常にまあ、ちょっと不合理な所が出て来ております。だから、そういう点についても、一応、区分も今度は、旧町全体として、公平になるように考えて、そしてまた、必要な所については、当然、まだまだ、あります。もう広い町内ですから、今は、だいたいまあ、100 メーター間隔ぐらいにしか、基本的には、できてませんけど。これは、やはり、そういう防犯の面、また、災害時のことなんかを考えますとね、もう少し、その間隔を細かく、街路灯も防犯灯も設置していくべきだろうということも考えておりまして、そういう形にしたいし、それから、街路灯、今までの防犯灯なりの器具についてもですね、非常にまあ、屋外で蛍光灯は、非常に寿命が短い。設置していても、実際には、壊れてしまっている所もあります。そういうことで、今後、まあ、防犯灯、街路灯の管理も、きちっとまあ、町として、一元的にと言いますか、責任持てるような体制をつくっていききたいと。そういう中で、また、当然、自治会長さんや地域の皆さん方の相談もさせていただきますし、また、要望も聞かせていただいて、それは、その打ち合わせの中でね、やっていきたいというふうに思っております。

そういうことで、今回の、まず集落間を中心にした設置については、先ほど申しましたような考え方で、町として責任を持たせていただいて、取り組んだということではございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、本当にたくさん付くことは、夜暗い、奥の方へ行くと特にね、他の灯りがありませんから、真っ暗です。車で走っていても 1 回電気を消してみると、どれだけ暗いかというのが、佐用の町の中走ると、違うので、やはり、それはもう是非、付けていただきたいと思います。それでですね、LED なんですけども、そのすごく、見ても、走って、車からこう、夜走っても、蛍光灯、LED というのが分かるぐらい、明るさも違うんですけど、この明るさで言いますと、佐用町の場合は、前も平福の街路灯が付いた時にも出てましたけど、星の都、ねえ、ほんで夜空が綺麗な、本当に星の綺麗な町で、売り出しているのに、その光の害は、その LED で違ってくるのか、それか、明るいけども、空には関係ないと言われるのか、そのへんをお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） これは、器具のね、やっぱし、形としては、当然、下向きの器具。上へは行かないような器具を配慮して選んでおります。LED にしたのは、まあ、細かくは答弁しておりませんが、電気代も安くということは、今は、これは関西電力に、1 灯、固定で月いくらという形で電気代を支払うわけですけども、これまでの 20 ワット、通常、今付いているのは 20 ワットの蛍光灯です。その蛍光灯に比べますと 1 台で 1 基、月 55 円電気代が安いんですね。ですからまあ、年間で 660 円安いということです。ですからまあ、佐用町内に全部の街路灯と、今、数えていきますと、だいたい 3,200 近くございます。だからまあ、全部 LED にすれば、電気代も 200 万以上安くなるということです。

それから、LED の寿命というのがですね、約、これが 16 年ぐらいですか。の寿命というふうに、まあ、メーカー、まだまだ、できてから、そこまでなってないんですけどもね、それぐらいな耐用年数があるだろうというふうに言われております。

まあ、そういうふうに考えますとね、もうトータル的に、非常にまあ、今、1 灯の蛍光灯の、今、防犯灯、1 回取り替えていただくのに 2,100 円。蛍光管取り替えるのにね、かかるわけです。それがまあ、だいたいまあ、もう、2 年ぐらいです、やっぱり毎日点いてますから替えていかなきゃいけないと。まあ、そういう点からも見てもですね、やはり、この非常にまあ、いい、そういう照明ができたわけですから、当然まあ、これは、そういう形に、もう全国的に変ってきているわけですから、当然これから設置する分については、そういうふうに考えていかなきゃいけないというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それではですが、まあ、条例上で言いますとね、この佐用町生活安全条例になるわけですけども、それで言うと、設置基準とか費用負担とか、いろいろありますが、この、まずこの、生活安全条例で言う安全安心のまちづくりのためを目標とするのか、それとも、佐用町の方針としてですよ、どっちに重きを置かれる。例えば、防災で、今さっき、夜危ないとか、そういうのもあるんですが、そういった面で言うと、一番重点的に考えられるのは、どちらを重点的に思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、どちらを重点というのは、何かちょっと、私も意味が、ちょっと呑み込めません。安全安心というのも防災でもあり、防災というのは、安全安心でもあり、どういことですか。

〔笹田君「まちづくり、あ、いいですか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 例えば、環境面ですね、環境言うたら、皆、環境に、これも、稲作とかの環境にもなると思んですが、結局、星空をという、そのイメージ的にね、そういう方面をするんだったら明るすぎるとし、で、安全安心を考えるんだったら、明るい方が、勿論、いいわけなんですけども、そのへん、どっちも大事なんですけども、ちょっと、言葉が分かりにくいんですが、結局、美しい町を残そうとする、そういう方針か、それとも住民を第一にという方針か、どちらでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然ですね、その天文台の観測とかですね、星空の美しさ、そういうことにね、配慮をしていくということは、当然だと思っておりますし、これまでも照明器具等に、そういう形の器具を使いながら、しかし、安全面での明るさ、明るさ、そういうね照明、そういう物も、設置もこれも必要ですから、それはもう、それぞれが、そのお互いにこうしてバランスをとってね、取り組んでいくべきで、どちらをというふうにね、こう決めるものではないと思いますし、まあ、当然、明るくって、過ぎて、夜空がもう星が見えないようなね、形になる、そういう照明なんていうことは、当然、あり得ませんし、まあ、現在の、しかし照明では、今、笹田議員も言われるようにですね、もう真っ暗で、そりゃ、星空においては、真っ暗なのが、一番いいのかもしれませんが、皆さん方の生活の、町民の皆さんの安全、生活の面でですね、そういう状態というのは、やはり危ない、危険だと、そういう、もっと、もう少し、その、足元が見えるように、夜歩いてもまあ、何とかね、安全に歩けるようにという要望、それには、やっぱり町としても応えていかなければならないわけですから、そのへんは、常識的に考えてください。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それと、先ほどから出てます、その防犯灯と街路灯なんですけども、この設置基準で言いますと、防犯灯は集落外の道路内というふう、ありますね。半径概ね 100 メートル以上離れた場所で必要と認めた場合とかあるんですけども、で、街路灯は、集落道路内で、既設の街路灯、または、防犯灯から概ね半径 100 メートル以上離れた場所

で、必要と認めた場合、このようにあるんですが、この間の、議会、本会議の時に、予算でしたか、このLEDは、防犯灯か街路灯かお尋ねしたところ、防犯灯とはっきり言われたんですが、ということになりますと、この条例上、ちょっとおかしくなるんじゃないかなと、例えば、家の直ぐ前にも立ってますし、そのへんは、どうなるんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 設置要綱。条例じゃありませんね。設置要綱においては、一応、基準は決めております。

しかし、実際ですね、その設置要綱も、本当に、これからね、まだまだ町民の皆さんの生活、また安全面、これからの防災の面、そういう面から考えていくと、これも考えて直していかなければならないというふうに思います。半径100メートルと言うとですね、それはもう、場所によっては、全然まあ、日が、光が届かない所も、当然出てきておりますしね、場所によっては、その近くでもですね、交差点だったり、複雑な、その見通しの悪い道路、そういう所については、やはり、そういう街路灯なりを必要だということになると思いますし、ですからまあ、ただ、街路灯と防犯灯の区別というのは、非常に難しいというのが、今までね、いろいろと議論をされてきたところなんですけども、集落の形態によってもですね、まあ、集落の中に、集落間をつなぐ道路がある集落もありますし、ただ、一概に、集落の近くにあるから、それが、防犯灯、街路灯だというふうに言えない所もあると思います。

ですから、まあ、そのへんをですね、やはり、この全体のこう、これから設置状況を全て調査をして、この台帳を整備して、防犯灯と街路灯の区分。ある意味では財政的な問題もありますけども、私は、できるだけ、やはり防犯という面からね、に、重きを置いて、その区分をします。そういう取扱いで、これから整備をしていきたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 是非、防犯灯に重きを置いて、たくさん付けて欲しいと、私は思いますが、それでですね、今、区分調査をされている、調整されているそうですが、現在、分かっているところで、防犯灯、それと街路灯の、どこに何基、ある程度、地区ごとか何かに分けられていると思うんですが、分かっている範囲で、報告願えればと思うんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは担当課長の方から答えた方がいいのかもしれませんが、私の方で、資料持っておりますので、まあ、地域ごとというのは、旧町ごとにですか。

〔笹田君「旧町」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 旧町ごとにですと、まあ旧佐用地区では、現在、防犯灯、街路灯合わせて 800。まあ、防犯灯が、今回、LED を付けたのが、164 で、これまでの防犯灯が 381。で、街路灯が 255 あります。

それで、旧上月に行きますと、今回、101 設置をいたしました。で、防犯灯が、既存のものが 457。それから、街路灯が 298 で、856 あります。

それから、旧南光地区で、南光におきましては、今回は、42 付けております。既存では、防犯灯が 385。それから街路灯が 452 で、879 あります。

それから、三日月におきましては、今回付けたのが 23。既存の防犯灯が 328。街路灯が 277 で、628 ということで調査をしております。

まあ、このようにですね、非常に、合併以前のね、この街路灯、防犯灯の数というのが、旧町間で、かなりまあ、アンバランスになっていたし、また、集落の中でも、非常にアンバランスになっていたところがあります。まあ、全体で、3,163 という数字になっておりますけれども、まあ、そういうのが、現在の調査した結果ではございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） ありがとうございます。

まあ、バランスをとってやけれども、そのやっぱり、面積とか、その暗いところがたくさんあるとかね、いろんなこともありますので、そのへんも考えて欲しいんですが、しかし、たくさん家があっても、今回、南光の方の徳久商店街が、個人、個人って商店での各個人で、今まで維持をされていたのが、とり外されるということも聞いてますし、それから、三河の方も、もう店が閉まっているので、今度、街路灯で付いた場合に、1 件ぐらい、夜開いておるんですかね。で、そこが、もう真っ暗なんですね。そういった場合も、やはり維持管理が大変という、家が詰まっていますが、やはり防犯灯で見てあげないとできないというような所も出て来ていると思うんですが、そういう、例えば、今、南光だけ上げましたけど、佐用、それで上月、三日月、そういった、いわゆる商店街ですね、そのへんのこととは、どのようにされ、考えておられるのか、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう今、何度もお話をさせていただいたと思うんですけれども、まあ、その今回のね、この防犯灯設置で、終わったということではなくって、これを今、調査をして、これから、今、言われるように必要な所、状況を地域のね、中で、その箇所の状況の中で、必要な所については、今後また、年次計画的に整備をしていくということでもあります。

まあ、旧町においては、旧南光なんかは、一番多いんですよ。まあ、確かに、皆さん走っていただいて、街路灯なんか、ずっと、かなり数が違うと思います。そういうふうに、まあ、整備をされておりますのね。ただ、今言うように、あった所も設備がなくなったり、また、先ほど言われたように、隣にあった、隣といっても。30 メーター、40 メータ

一近くにあっても、そこが、交差点であったり、出会い頭、その、見にくい所、またね、カーブであったり、まあ、そういう所であればですね、そういう所にも、また、街路灯として設置していかなきゃいけない所も、防犯灯なり街路灯としてね、設置をする必要がある所もあると思いますしね、だから、それは、これから、まだまだ、計画的に取り組んでいくという答弁をさせていただいておりますので、そのとおり考えていきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） これから、その暗い所がない。ないと言うか、やはり維持管理も大変、人数も少子化になってきますと、高齢化したりすると、維持費も大変なので、是非、全体に、できればもう、全部ね、全てを防犯灯にして欲しいという要望と、それから、次に、あと1点聞きたいんですが、財務規則に照らしては、どうもないということで、確認させていただいたんですけども、契約のね、内容、今回された所の、何箇所を、どこの業者が、いくらで、先、該当の、防犯灯の数は聞いたんですけども、できれば、落札額、落札業者をお願いしたいと思いますが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう地区ごとに分けてですね、管理もありますし、また、これ、設置、新たに、新しく設置しておりますので、関西電力等の申請、そういう業務もあります。だから、そういう物も合わせて、全部一括して、発注をしたわけです。

で、佐用地区は、非常に範囲が広がったので、2つに分けて、佐用、江川地区と、長谷、利神小学校区ですね、そういう形で分けております。佐用・江川地区におきましては、89灯を設置しております。これは、落札業者は、ジョイ・アップというところです。それから、利神小学校地域については、西本電工、75灯。

それから、上月地域におきましては、マルソウさん、101。

南光地域につきましては、和光電気、42。

三日月地域では、平形電工さん、23。

まあ、それぞれ個数が違いますので、契約額が違いますけれども、当然、入札ですから、単価も違ってきます。ジョイ・アップが1灯当たり2万408円。西本電工さんが、2万1,186円。マルソウが2万1,466円。和光電気さんが、2万3,047円。平形電工が、2万2,662円。結果的には、そういう落札になっております。以上。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） すいません。1点言うたんですけど、もう1つだけ聞かせて欲しいんですが、受電申請までが、業者との契約ということになっているんですけども、その後の、申請はされて、お金も勿論払われると思うんですが、その後ね、関電が仕事をすると。受けてするんですけども、点灯までをするらしいんですが、それは、なぜ、遅くなったの

か、その理由をお聞かせください。すごく、設置から時間が経ってますので。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 答弁にありましたように、設置と受電までを業者に発注いたしております。この発注前に、まあ、どのぐらいの期間がかかるかということで、関西電力へ問合せをしております。そうすると、年度末になりますので、通常の場合でも3週間か1カ月ぐらい通電にかかるんですけども、年度末ですので、そういう期間では、とてもできませんという話があります。そういう関係で、遅れております。

それと、他にも、その電柱にトランスをつけたりする場合には、それによって、更に期間がかかります。

また、関電柱だけでなしに、N T Tの電柱にもつけておりますので、N T T電柱ですと、N T Tの審査期間がありますので、更に、それにまた1カ月余りというようなことで、結局まあ、通電に要する時期、期間が遅くなったんは、まあ年度末と、そういうつける場所によって、そういうトランスなり、また、電柱の種類が違いますので、遅くなっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） あ、次の質問に入りたいんですが、その前に、その通電に、その期間、時間が大分かかってますね、やはり、そういったことを、きちっと説明、さっきから説明のことばかり言いますけども、やはり自治会長さんとか、そういった地元の方に説明をしておかないと、電気が、電気というか、蛍光灯が付いているのに、点灯しないというのはね、誰が見ても、おかしいん違うかと。何かあるん違うかというね、そういう噂も飛んでますので、やはり、遅れるんだったら、遅れるで、その業者と、関電ですね、そことの間でも、やはり取り決めと、で、もし、遅れたら、それこそペナルティーを科せるぐらいなことで、話し合いだけでしていくと、やはり、そういった面で、普通の入札だったら、随意契約じゃない場合なんかだったら、ペナルティーが科せられるので、やはり、そのへんきっちり是非していただきたいと、それをお願いします。

そして、次の質問に入りますが、獣害なんですけども、本当にもう、今回、シカもそうですけども、今年は、去年はイノシシ少なかったと言いますが、イノシシの被害が、大変増えて困っております。さっき聞いてますと、ジャガイモが、給食センターに、数が集まらなかったと言われておりましたけど、やっぱり、その稲作やら、そういった物も大事なんですけども、各個人で作っている、被害の、被害額に上がらない作物ですね、そういった物も、よく調べていただきたいと。

今回なんか、道の駅とか、いろんな所に出荷されている方が、もう全てイノシシにやられてしまったということで、子どもに送るのも、買って、今、送っているんやいうとも見ましたし、もうあっち行っても、こっち行っても、ジャガイモ食べられた、サツマイモは駄目。カボチャは食べられ、コンニャクイモまで、小芋まで食べられたと。コンニャクなんか、見向きもしなかったんですが、もうそのへんを荒らしまわっているという状態です。

で、町長でも、他の職員の方も、どうかと思うんですが、そういった奥の方の状態、奥

の方言うたら、ちょっと失礼になるかもしれませんが、そういった小さな畑までもやられているという実態を、もう把握はされておりますかね。どんなものでしょうか。まず、それから。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害についてはですね、先ほど、町長の答弁にもありましたように、長年の懸案事項でもあります。毎回の議会です、ご質問を受けですね、まあすぐ3カ月、半年です、被害が少なくなれば、町長以下、われわれも苦労はしないんですけれども、本年は、特にですね、獣害。特に、水稻においてもですね、今日も、損害評価委員さんです、評価に出ておりますけれども、320筆ほど上がっております。

で、今、議員言われましたようにですね、ジャガイモから、そういうサツマイモですね、家庭用野菜等ですね、それも大変な被害を受けております。で、まあ、そういう物も含めてですね、あくまで推定という町長の方は、答弁がありましたけれども、推計です、そういう物も含めて4,800万ぐらいの被害だろうということにしています。

しかしながら、その推計に上がってこない数値もですね、被害のある所も承知はしております。で、町内至るところに行ってもですね、今日は、何々やられた。もう明日とうろろと思ったのに、明日とうろろと思ったカボチャがですね、やられてしまったとかですね、いろんな話を聞きます。そういう物はですね、この目でも確かめておりますのでですね、そういう被害があるということは、重々承知はしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 被害の状況を、よく分かっていただけているのであれば、やはり、この獣害の対策に、今以上に、今も一生懸命やられてはおりますが、やっぱり、いろんな人の声も聞いたり、それから、今までに、いろんな提案もしますので、やはり、そういったことにも、実現できるようにね、して欲しいと思うんですけども、特にですね、その中でも、まあ、3年ほど前から、おりの免許のことがありましたけれども、そのおり、わなですね、今、わなの免許と言うんですけども、わなの免許の、この取得者、この人達を、育成して欲しいと思うんですが、今回は、猟友会との話し合いで、前々から言っております、それはもう、ありがたいなと思ったんですが、駆除にも、おりが使えるようになったということで、これは一歩前進したと思っております。

まあ、1人30基まで使えるのでね、30基全部とは言いませんが、やはりもっと、たくさん使って獲って欲しいと。

それと、もう1つは、その免許の取得をするのに当たって、やはり、宣伝と言うか、前にも言いましたが、やっぱり高齢化にもなっております。で、育成という、担い手の育成という意味も含めて、免許取得ね、わなの免許取得。こういったことのPR、啓蒙など、これから今後、どのようにされていくのか、そのへんをお聞かせください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） わなについてはですね、今まで許可はしておりませんでした。
本年8月からですね、箱わなですね、わなの許可をしました。

ただ、今は、猟友会員にですね、班活動等ですね、安全対策が一番ですから、一般住民にですね、もしものことがあっても困りますので、安全第一でやっていただくいうことですね、班活動なり見回り。それとまあ、誰が設置しているのかですね、そういうものをきちっと明示して分かるようにということで、本年から1基許可をいたしました。

今後ですね、それが効果的であればですね、住民からの要望、また、猟友会とも協議しながら増やしていきたいと思っておりますけども、しかしながら、30基と、今、言われましたけども、そうたくさんですね、してもですね、やはり安全確認、毎日ですね、安全確認しなければなりません。そういうことがですね、できるかどうかということもですね、そういうですね、要因も重々、これからですね、研究しながらですね、まあ、捕獲活動がですね、できるような対策は取り組んでいきたいというふうには、思っております。

また、免許ですね、銃器についてはですね、なかなか銃器の免許を取る方はいらっしゃいません。免許取ってから、維持費がたくさんいる。それから、わなの方についてはですね、まあ、そういう対策協議会もできましたので、そういう中で、PRもさせていただきました。広報にも掲載してですね、PRをさせていただきました。

本年、1回目の試験でですね、4名の方がですね、わなの免許をですね、取得されております。

そういうことをですね、これからはPRしながらですね、まあ、集落で何人かはですね、取っていただいて、また、猟友会にも入っていただいてですね、そして、個人でやってもですね、もし、事故があった場合どうするかという問題が出ますので、やはり、お互いがですね、そのへん助け合ってですね、こう、捕獲活動がですね、できるような推進は、していきたいとは思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それと、9月20日付けの神戸新聞なんですけども、シカの捕獲強化専任班を設置ということ、猟友会に委託ということなんですが、このへんのこと、噂では、お金を貰ってできるんやなとかいうような声があるんですけども、そのへん、町としては、どのへんまで把握されて、またどういう方が入られているのか、もし、班がもう、できているのであれば、その内容を詳細にお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、言われましたですね、神戸新聞に先に載りました。われわれの説明以前にですね、新聞に載って、私も、新聞を読んでですね、初めて、あれ、こんなことがあるのかということで、気が付いた次第です。

その後、後ですね、実は、22日に、緊急対策会議が、神戸でございました。その時にですね、シカ捕獲の緊急対策。今年度だけの取り組みということで、本年度はですね、3万

頭を捕獲するという計画を、県も打ち出して、町も取り組んでおるわけですが、しかし、今年度ですね、4月1日から、7月14日までの個体群管理ですね、それから、一般有害等ですね、なかなか、この暑かった夏とかですね、まあ、いろんな水害等の状況ですね、そこまで、3万頭にですね、捕獲のところまでね、県内で行っておりません。県においてですね、22日からですかね、県会が始まっておりますけども、この県会の中にですね、こういう緊急の捕獲活動対策事業を出すということがですね、22日に聞きました。

まあ、これは、県がですね、猟友会と、県の猟友会と委託契約をしてですね、そういう狩猟期間における捕獲の報奨の拡充とかですね、専門の班をつくるとかですね、それで、その方についてはですね、1人当たりいくら出すとかという、まあ、その方針を出されておりますが、まだ、猟友会ともですね、委託契約もできてませんし、猟友会の中で、どのような対策をしていくのかということも、まだ決まっております。まだ、案は出ておりますけども、これからまあ、詰めていかなければならない話だと思います。

まあ、これは、あくまで県の方はですね、猟友会と契約をされるということを聞いております。まあ、聞いておるだけで、町は、知らん顔かと、そうではありません。町も、やはり、そういう形のところがですね、出て来れば、当然ですね、どういう個体の獲ったとこの確認は、どうするのかとかですね、そういうことも含めた連携はしていかなければならないと思ってますけれども、まだ具体的なですね、班が決まったとか、そういうのもございせんし、まだ、これから、30日ですかね、に、やっと県民局の中でですね、担当者会議を開こうかという状況ですので、そういうことが開いていただければですね、具体的なことが分かりますかと思いますが。

ただ、新聞だけ読んでですね、いいことばかり書いてありましたので、なかなか、中身まで分かりませんので、そういう形のところで、これから、勉強していきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、今、分からないことなんですけども、これから、また、分かれば、その詳細な説明をお願いしたいと思いますが、それとですね、あのまあ、3万頭になってないことですが、佐用町でも、この前、前の会でしたか、聞いた時に、その処分をね、シカの、この獲ったじゃない、捕獲したり、それから駆除した分の、固体ですけども、その処分を、ごみの焼却場の近くで埋めているということを聞いたんですが、ちょっと、もう1つ、その中で、聞きたいんですけども、県の方が、もし、そういった処分、困りますね、そういった処分をするための施設か何か、そういうものを、つくるに当たって、助成をするというような話が出ているということ、チラッと聞いたんですが、それが、本当かどうか、そのへんをご存知であれば教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） そういう処分場ですね、助成をするという話は、聞いておりません。

まあ、笹田議員、ちょっと誤解されておるのかも分かりません。特措法の中でですね、

特措法の中で、シカの加工に対する処理場ですね、それについては、そういう特法に取り組む協議会とかですね、そういうものについては、国の補助事業でもってですね、対応できることが、そういうメニューがありますよということが特措法の中でもあります。

で、今、おっしゃるようになりますね、前の議会でも町長からお話があったと思うんですが、でも、まあ、佐用町ですね、そういう処分場を設置するというのは、なかなか大変なことです。町長の方ですね、西播磨市町長会とかですね、それから、そういう県に行かれた時のですね、会合とかですね、もう県下で何箇所かですね、そういう全体の、それぞれの自治体が協同となってですね、設置するようなことをですね、考えられないかという要望はしていただいております。

しかし、それが、それにどういう補助メニューがあるかどうかということまでですね、まだ、そこまで具体的なことは、できてないというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、残り 3 分です。笹田君。

8 番（笹田鈴香君） あ、まあ本当に、とにかく困っているということですが、いつも頭数を減らすことは、ずっと、まあ、本当に、そう思われてるから言われるんだろうと思うんですけども、さっき期間のことを言ったんですけども、1 カ月延ばされました。3 月 15 日までということになったんですけど、本当にもう、困った人のこと、で、猟友会というか、その免許を持った人のことを考えても、3 月に延ばすよりも、ひと月早くね、10 月 15 日にする方が、例えば、イノシシを獲っても、売れますね。お正月に対して。もう 2 月から 3 月に獲っても、段々不味くなるので、それと、欲しい人が少なくなります。そういった意味でも、やはり、ただ 1 カ月延ばしたからいいというもんだけじゃないと思うんですよ。

やっぱり、本当に、どうしたら減らせるかということを見ると、やはり、こういったことも、よく考えてもらおうと、同じ獲ってもね、猟師の人がね、2 月に獲るよりも、そりゃ、10 月に獲って置いておいて、お正月に売るという方がね、いいと思うんですよ。そういったことなんかは、考えてもらえないのか。そのへん、言いたいんですけど、時間が、たくさんないので、もう少し言いたいので、そういったことで、やはり、机の上だけで計算するんじゃなくて、現実、本当にもう、これを捕獲して、本当に農業を守るとか、それから、危害を加えられないように、減らそうという気持ちがあれば、これぐらいね、本当に、日にちを前後するだけですから、できると思うんですけど、そのへんは、いかがでしょうか。もう時間がないので、よろしく。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、もう 1 分しかないです。

農林振興課長（小林裕和君） 狩猟期間の問題ですけどね、狩猟についてはですね、今、11 月 15 日から、シカは、3 月 15 日まで、イノシシは 2 月の 15 日までとなっております。

で、まあ、その間はですね、獣害の駆除をですね、駆除活動でですね、対応はできると思います。で、まあ 10 月、ひと月早くできないかというお話ですけども、イノシシについてはですね、冬 11 月か 12 月ですね、まだ、10 月には、まだ油が乗ってないんじゃないか。乗りかけだと思います。だから、逆に言うたらですね、2 月過ぎにですね、3 月、2 月いっぱいとかね、そういうのがいいんじゃないかなというふうには、思います。まあ、

シカは夏です。

まあ、しかしながら、シカが3月15日でありますので、シシが2月15日で、ひと月間、ずれがありますのでですね、シカを撃って、撃とうとしても、イノシシが出たら撃たんのかという問題もですね、猟友会の中であって、今、県の方ではですね、イノシシも3月15日ぐらいまでですね、延ばせないのかどうかという検討をされているということは聞いております。まだ、確定はしてません。

まあ、そういう猟期についてはですね、適正な法管理の中から、猟期を決められておりますので、そういう中ですね、また、駆除等もですね、許可を出せますので、そういう中で、対応ができるんじゃないかなというふうに思ってます。まあ、あの、

議長（矢内作夫君） 時間が来ましたんで。

農林振興課長（小林裕和君） 一生懸命取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） 以上で、笹田鈴香君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後4名の方が質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了をいたします。

次の本会議は、明29日、午前9時30分より再開をいたします。本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦勞様でした。

午後04時15分 散会